

2026年合格目標 司法書士試験

直前択一過去問絞込み講座

開講前 オリエンテーション

過去問Aランク肢※のみからなる「700問（10年分相当）」！

担当：赤松直哉

※ 若干、Bランク肢、司法試験肢、答練肢、オリジナル肢が入っています。

1 直前期の最重要課題

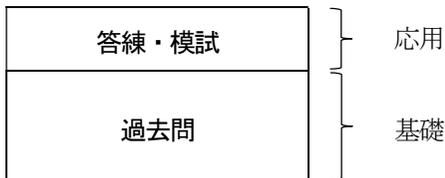
(1) 直前期の最重要課題

→ ズバリ「過去問学習」です！

(2) 基礎と応用

→ 基礎を「過去問」で、応用を「答練・模試」で、という形で「二本柱」を意識しながら学習をすすめること。

→ ただし、あくまでも「土台（基礎）」がより重要。土台がしっかりとしていなければ、いくらその上に立派な屋根をのせても、家は崩れてしまいます。



SU26338

2 合格への考え方

(1) 故野村克也監督の名言

- 「勝ちに不思議の勝ちあり、負けに不思議の負けなし」
- 勝ちにはどうして勝ったのかわからないという不思議な勝ちがあるが、負けには負けにつながる必然的な要因があって不思議な負けはないということ。
- 勝ちの要因には不確定要素が多いが、負けの要因は明確に分析しやすいとも言えます。

(2) この考え方は司法書士試験にも当てはまるのでは？

- 多くの人が②の発想ではなく、①の発想をするのではないのでしょうか？
 - ① どうすれば合格できるのだろうか
 - ② どうすれば合格できないのだろうか

(3) 答え

- ①の発想でいけば、「不思議な勝ち」があるわけですから、その答えは無限大になります。応用論点を無限にやる、未出論点を無限にやる、改正論点を無限にやる … とにかく不確定要素を無限大につぶしていかなければならないことになります。
- ②の発想でいけば、「不思議な負け」はないわけですから、その答えは単純明快になります。「基礎ができていない」、それだけです。

(4) 実際に不合格となる理由は？

- ①②どちらでしょうか？
 - ① 基本問題を落としてしまった。
 - ② 応用問題を落としてしまった。

3 直前期の過去問学習

(1) おすすめの分量

→ 「過去15年分」できれば「過去20年分」の過去問

(2) 本講座の「非」対象者

→ 次の方は、受講の必要はありません。

- ① 上記、「過去15年分」できれば「過去20年分」の過去問学習が自分で出来ていて、かつ、各肢の「論点・趣旨がわかった上で」、各肢の「○×」を判断できる方
- ② インプット学習等の別アプローチにより、①の過去問学習に相当する学習が出来ている方

(3) 本講座の対象者

→ 次の方は、本講座をお勧めします。

- ① 過去問が手つかずの状態
- ② 過去問をやってはいるが不十分な状態
- ③ そもそも直前期の学習をどうすればよいのか迷っている状態

4 直前択一過去問絞込み講座の特徴**(1) 直前期の過去問の効率的学習を考慮**

- ① 令和7年度の問題から、普通に遡って学習をしていった場合
ある問題 ACABC ← 今年の本試験合格にとって重要度が低い肢まで含まれてくる。
- ② 過去問の中から良問を抜粋して、学習をしていった場合
ある問題 ABAAAB ← 重要度の高い肢が多くはなってくるが、やはり同上。
- ③ 本講座を利用して、学習をしていった場合
ある問題 AAAAA ← 今年の本試験合格にとって重要度が高い肢に絞れてくる。

(2) ストレス軽減も考慮

→ 上記①②③では、③が最もストレスで学習できることでしょう。

(3) ヤマ当て要素も考慮

→ テキストは、できる限り、論点漏れがないように制作していますが、ヤマ当て要素も含んでおります。例えば、全科目を通じて、昨年出題された論点的の中肢については、2年連続出題される可能性は低いため、肢レベルで差替えを行っております。

(4) 合計700問 (10年分相当)

001問～180問	民法 (180問)
181問～280問	会社法・商法 (100問)
281問～480問	不動産登記法 (200問)
481問～580問	商業登記法 (100問)
581問～630問	民事訴訟法 (36問)、民事執行法 (7問)、民事保全法 (7問)
631問～650問	憲法 (20問)
651問～670問	刑法 (20問)
671問～695問	供託法 (25問)
696問～700問	司法書士法 (5問)

(5) 本講座の目的

- ① 10年分の問題を回すことで、15年～20年分の過去問を回したのと同じ効果を得る。
- ② 学習のストレスを軽減する。
- ③ 今年狙われそうな論点を強化することができる。

5 10回の演習・解説講義**(1) 計10回の演習・解説講義**

- 演習 (60分) 休憩 (10分) 解説講義 (110分) で進めます。
ウェブ受講の方は、解説講義前にご自身で時間を測って演習してください。

(2) 出題範囲

- 演習 (60分) は、次の内容です。
- ① 奇数回 (本体700問テキストから問題を抜粋し、本試験「午前」科目と同内容で出題)
 - ② 偶数回 (本体700問テキストから問題を抜粋し、本試験「午後」科目と同内容で出題)
- 後掲「学習スケジュール」と並行して進んでいきますので、10回の各回で徐々にレベルアップできるようにがんばりましょう。

(3) 講評

- 各回、生クラスの受講生に解答のマークシートを提出していただきます。
次回に平均点や出来が悪かった問題等の講評を行います。

(4) 「超」直前期に

- 10回の演習問題は、本試験「超」直前期に、本試験の模試として、再度やり直しましょう。

★ 学習スケジュール表（その1）

- 4月1日からスタートするとして、本試験まで、約「14週間」あります。
「6週間」「3週間」「3週間」の3クールで仕上げるスケジュールになっています。
残りの2週間は間に挟むのではなく、「超」直前期に残しておくように、がんばりましょう。

- 学習スケジュールはあくまでも一例です。
自分自身の状況に応じて、適宜自分なりにも工夫をしてみてください。

★ 学習スケジュール表（その2）

- 3月1日からスタートするとして、本試験まで、約「18週間」あります。
「6週間」「4週間」「4週間」の3クールで仕上げるスケジュールになっています。
残りの4週間は間に挟むのではなく、「超」直前期に残しておくように、がんばりましょう。

- 学習スケジュールはあくまでも一例です。
自分自身の状況に応じて、適宜自分なりにも工夫をしてみてください。

6 直前択一過去問絞込み講座「テキスト」サンプル

第 282 問 不動産登記法 所有権の登記

所有権保存の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア A及びBが表題部所有者である所有権の登記がない建物について、Aは、A及びBを登記名義人とする所有権の保存の登記を単独で申請することができる。

イ 所有権の登記がない建物の表題部所有者の共同相続人の一人は、自己の持分のみについて、所有権の保存の登記を申請することができる。

ウ A及びBが表題部所有者である所有権の登記のない不動産について、Aの死亡によりCが、Bの死亡によりDが、それぞれ相続人となったときは、Cは、単独で、C及び亡Bを登記名義人とする所有権の保存の登記を申請することができる。

エ 土地の登記記録の表題部に所有者として記録されたAが財産の全部をBに包括遺贈する旨の遺言をして死亡した場合、Bは、当該土地について、自己の名義で所有権保存登記を申請することができる。

オ Aが表題部所有者である所有権の登記がない建物について、B及びCがAを相続した後に、DがBを相続したときは、C及びDは、C及びDを登記名義人とする所有権の保存の登記を申請することができる。

1 アウ

2 アオ

3 イウ

4 イエ

5 エオ

第 282 問 不動産登記法 所有権の登記

正解 4

ア A及びBが表題部所有者である所有権の登記がない建物について、Aは、A及びBを登記名義人とする所有権の保存の登記を単独で申請することができる。○ [26-17-1]

共有者の一人は「保存行為」として、単独で、共有者全員のために保存登記を申請することができる

イ 所有権の登記がない建物の表題部所有者の共同相続人の一人は、自己の持分のみについて、所有権の保存の登記を申請することができる。× [22-14-ウ]

自己の持分のみについて保存登記をすることはできない

ウ A及びBが表題部所有者である所有権の登記のない不動産について、Aの死亡によりCが、Bの死亡によりDが、それぞれ相続人となったときは、Cは、単独で、C及び亡Bを登記名義人とする所有権の保存の登記を申請することができる。○ [30-20-ア]

共有者の一人は「保存行為」として、単独で、共有者全員のために保存登記を申請することができる

エ 土地の登記記録の表題部に所有者として記録されたAが財産の全部をBに包括遺贈する旨の遺言をして死亡した場合、Bは、当該土地について、自己の名義で所有権保存登記を申請することができる。× [13-12-1]

包括受遺者は法 74 条 1 項 1 号の保存登記の適格を有しないものとされている

オ Aが表題部所有者である所有権の登記がない建物について、B及びCがAを相続した後に、DがBを相続したときは、C及びDは、C及びDを登記名義人とする所有権の保存の登記を申請することができる。○ [26-17-オ]

中間相続が単独相続でなくても、直接最終の相続人名義で保存登記をすることができる

7 直前択一過去問絞込み講座「本試験への架け橋」サンプル

第 622 問 民事執行法 債権執行の手続

債権執行の手続に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

- ア 差押命令は、第三債務者を審尋して発しなければならない。
- イ 金銭債権に対する差押えの効力は、差押命令が第三債務者に送達された時に生ずる。
- ウ 給料債権を差し押さえた債権者は、差押命令が債務者に送達された日から 1 週間を経過したときは、差し押さえた給料債権を取り立てることができる。
- エ 差押命令は、差し押さえられた金銭債権に対しても、更に発することができる。
- オ 執行裁判所は、債務者の申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部又は一部を取り消すことができる。

- 1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第 622 問 民事執行法 債権執行の手続

正解 2

【差押命令の発令】

ア 差押命令は、第三債務者を審尋して発しなければならない。× [28-7-イ]

差押命令は、債務者及び第三債務者を審尋しないで発する

【差押えの効力発生時期】

イ 金銭債権に対する差押えの効力は、差押命令が第三債務者に送達された時に生ずる。○ [12-6-ア]

差押えの効力は、差押命令が第三債務者に送達された時に生ずる

【差押債権者の直接取立権】

ウ 給料債権を差し押さえた債権者は、差押命令が債務者に送達された日から1週間を経過したときは、差し押さえた給料債権を取り立てることができる。× [18-7-3] 改

債権者の直接取立権

原則：「債務者に送達された日から1週間経過後」

例外：給料債権等の場合は「4週間経過後」となる

【二重差押え】

エ 差押命令は、差し押さえられた金銭債権に対しても、更に発することができる。○ [8-6-2]

【差押命令の取消し等】

オ 執行裁判所は、債務者の申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部又は一部を取り消すことができる。○ [28-7-エ]

そのとおり

令和7年度 本試験問題 午後の部

第7問 民事執行に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、少額訴訟債権執行については考慮しないものとする。

ア 債権に対する強制執行については、債権者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

イ 債権に対する強制執行による差押えの効力は、差押命令が第三債務者に送達された時に生ずる。

ウ 差押えに係る貸金債権について借用証書があるときは、債務者は、差押債権者に対し、その借用証書を引き渡さなければならない。

エ 債務者の預金債権を差し押さえた債権者は、第三債務者に対して差押命令が送達された日から法定の期間が経過したときは、その預金債権を取り立てることができる。

オ 執行裁判所は、債務者の申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部又は一部を取り消すことができる。

1 アウ	2 アエ	3 イエ	4 イオ	5 ウオ
47.3%	36.7%	5.4%	4.3%	5.7%

★ 学習スケジュール表 (1クール) (その1) 6週間 → 3週間 → 3週間 パターン

	月	火	水	木	金	土日 (予備日)
第1週	民 6	民 6	民 6	民 6	民 6	
	不 7	不 7	不 7	不 7	不 7	
	会/商 7					
	民訴 1					
	憲刑供 2					
	その他 1					
第2週	民 6	民 6	民 6	民 6	民 6	
	不 7	不 7	不 7	不 7	不 7	
	会/商 7					
	民訴 1					
	憲刑供 2					
	その他 1					
第3週	民 6	民 6	民 6	民 6	民 6	
	不 7	不 7	不 7	不 7	不 7	
	会/商 7					
	民訴 1					
	憲刑供 2					
	その他 1					
第4週	民 6	民 6	民 6	民 6	民 6	
	不 7	不 7	不 7	不 7	不 7	
	会/商 7					
	民訴 1					
	憲刑供 2					
	その他 1					
第5週	民 6	民 6	民 6	民 6	民 6	
	不 7	不 7	不 7	不 7	不 7	
	会/商 7					
	民訴 1					
	憲刑供 2					
	その他 1					
第6週	民 6	民 6	民 6	民 6	民 6	
	不 7	不 7	不 7	不 7	不 7	
	会/商 7					
	民訴 1					
	憲刑供 2					
	その他 1					

民 = 民法180問

不 = 不動産登記法200問 (上記ペースで10問ゆとり有)

会/商 = 会社法・商法、商業登記法200問 (上記ペースで10問ゆとり有)

民訴 = 民事訴訟法30問

憲刑供 = 憲法20問・刑法20問・供託法20問

その他 = 民事訴訟法6問・民事執行法7問・民事保全法7問・供託法5問・司法書士法5問

★ 学習スケジュール表 (2クール)

	月		火		水		木		金		土日 (予備日)	
第1週	民	12										
	不	14										
	会/商	14										
	民訴	2										
	憲刑供	4										
	その他	2										
第2週	民	12										
	不	14										
	会/商	14										
	民訴	2										
	憲刑供	4										
	その他	2										
第3週	民	12										
	不	14										
	会/商	14										
	民訴	2										
	憲刑供	4										
	その他	2										

民 = 民法 180 問

不 = 不動産登記法 200 問 (上記ペースで 10 問ゆとり有)

会/商 = 会社法・商法、商業登記法 200 問 (上記ペースで 10 問ゆとり有)

民訴 = 民事訴訟法 30 問

憲刑供 = 憲法 20 問・刑法 20 問・供託法 20 問

その他 = 民事訴訟法 6 問・民事執行法 7 問・民事保全法 7 問・供託法 5 問・司法書士法 5 問

★ 学習スケジュール表 (3クール)

	月		火		水		木		金		土日 (予備日)	
第1週	民	12										
	不	14										
	会/商	14										
	民訴	2										
	憲刑供	4										
	その他	2										
第2週	民	12										
	不	14										
	会/商	14										
	民訴	2										
	憲刑供	4										
	その他	2										
第3週	民	12										
	不	14										
	会/商	14										
	民訴	2										
	憲刑供	4										
	その他	2										

民 = 民法 180 問

不 = 不動産登記法 200 問 (上記ペースで 10 問ゆとり有)

会/商 = 会社法・商法、商業登記法 200 問 (上記ペースで 10 問ゆとり有)

民訴 = 民事訴訟法 30 問

憲刑供 = 憲法 20 問・刑法 20 問・供託法 20 問

その他 = 民事訴訟法 6 問・民事執行法 7 問・民事保全法 7 問・供託法 5 問・司法書士法 5 問

★ 学習スケジュール表 (1クール) (その2) 6週間 → 4週間 → 4週間 パターン

	月	火	水	木	金	土日 (予備日)
第1週	民 6	民 6	民 6	民 6	民 6	
	不 7	不 7	不 7	不 7	不 7	
	会/商 7					
	民訴 1					
	憲刑供 2					
	その他 1					
第2週	民 6	民 6	民 6	民 6	民 6	
	不 7	不 7	不 7	不 7	不 7	
	会/商 7					
	民訴 1					
	憲刑供 2					
	その他 1					
第3週	民 6	民 6	民 6	民 6	民 6	
	不 7	不 7	不 7	不 7	不 7	
	会/商 7					
	民訴 1					
	憲刑供 2					
	その他 1					
第4週	民 6	民 6	民 6	民 6	民 6	
	不 7	不 7	不 7	不 7	不 7	
	会/商 7					
	民訴 1					
	憲刑供 2					
	その他 1					
第5週	民 6	民 6	民 6	民 6	民 6	
	不 7	不 7	不 7	不 7	不 7	
	会/商 7					
	民訴 1					
	憲刑供 2					
	その他 1					
第6週	民 6	民 6	民 6	民 6	民 6	
	不 7	不 7	不 7	不 7	不 7	
	会/商 7					
	民訴 1					
	憲刑供 2					
	その他 1					

民 = 民法180問

不 = 不動産登記法200問 (上記ペースで10問ゆとり有)

会/商 = 会社法・商法、商業登記法200問 (上記ペースで10問ゆとり有)

民訴 = 民事訴訟法30問

憲刑供 = 憲法20問・刑法20問・供託法20問

その他 = 民事訴訟法6問・民事執行法7問・民事保全法7問・供託法5問・司法書士法5問

★ 学習スケジュール表 (2クール)

	月		火		水		木		金		土日(予備日)	
第1週	民	9	民	9	民	9	民	9	民	9		
	不	10										
	会/商	10										
	民訴	2										
	憲刑供	3										
	その他	2										
第2週	民	9	民	9	民	9	民	9	民	9		
	不	10										
	会/商	10										
	民訴	2										
	憲刑供	3										
	その他	2										
第3週	民	9	民	9	民	9	民	9	民	9		
	不	10										
	会/商	10										
	民訴	2										
	憲刑供	3										
	その他	2										
第4週	民	9	民	9	民	9	民	9	民	9		
	不	10										
	会/商	10										
	民訴	2										
	憲刑供	3										
	その他	2										

民 = 民法 180 問

不 = 不動産登記法 200 問

会/商 = 会社法・商法、商業登記法 200 問

民訴 = 民事訴訟法 30 問 (上記ペースで 10 問ゆとり有)

憲刑供 = 憲法 20 問・刑法 20 問・供託法 20 問

その他 = 民事訴訟法 6 問・民事執行法 7 問・民事保全法 7 問・供託法 5 問・司法書士法 5 問
(上記ペースで 10 問ゆとり有)

★ 学習スケジュール表 (3クール)

	月		火		水		木		金		土日(予備日)	
第1週	民	9	民	9	民	9	民	9	民	9		
	不	10										
	会/商	10										
	民訴	2										
	憲刑供	3										
	その他	2										
第2週	民	9	民	9	民	9	民	9	民	9		
	不	10										
	会/商	10										
	民訴	2										
	憲刑供	3										
	その他	2										
第3週	民	9	民	9	民	9	民	9	民	9		
	不	10										
	会/商	10										
	民訴	2										
	憲刑供	3										
	その他	2										
第4週	民	9	民	9	民	9	民	9	民	9		
	不	10										
	会/商	10										
	民訴	2										
	憲刑供	3										
	その他	2										

民 = 民法180問

不 = 不動産登記法200問

会/商 = 会社法・商法、商業登記法200問

民訴 = 民事訴訟法30問(上記ペースで10問ゆとり有)

憲刑供 = 憲法20問・刑法20問・供託法20問

その他 = 民事訴訟法6問・民事執行法7問・民事保全法7問・供託法5問・司法書士法5問
(上記ペースで10問ゆとり有)

直前択一過去問絞込み講座
令和7年度 的中肢又は関連肢

【午前科目】

【憲法】	
<p>第631問</p> <p>【外国人の再入国の自由】（最判平4.11.16、森川キャサリン事件） イ 我が国に在留する外国人に対しても、一時的に海外旅行する自由について憲法上の保障が及ぶ。× [31-1-イ]</p>	<p><input type="checkbox"/> 何人も、居住、移転の自由を有するから、外国人には、我が国から出国する自由に加え、我が国に入国する自由も保障される。[R7-1-ウ]</p>
<p>第632問</p> <p>【指紋押捺を強制されない自由】（最判平7.12.15、指紋押捺拒否事件） ウ みだりに指紋の押捺を強制されない自由は、在留外国人にも保障される。○ [30-1-ウ]</p>	<p><input type="checkbox"/> 何人も、みだりに指紋の押捺を強制されない自由を有するものというべきであり、在留外国人にもその保障が及ぶ。[R7-1-エ]</p>
<p>第639問</p> <p>【外国人の参政権】（最判平7.2.28） オ 我が国に在留する外国人に対し、法律をもって、地方公共団体の長やその議会の議員の選挙権を付与する措置を講じなくても、違憲の問題は生じない。○ [25-1-エ]</p>	<p><input type="checkbox"/> 参政権は、その性質上国民にのみ認められる権利であるから、その居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至った在留外国人について、当該地方公共団体の長に対する選挙権を付与することは、憲法上許されない。[R7-1-フ]</p>
<p>第642問</p> <p>【国会議員の免責特権】 オ 国会議員が国会での法律案の審議の際に、職務とはかわりなく不当な目的をもって事実を摘示し個別の国民の名誉又は信用を低下させたとしても、当該国会議員は院外で損害賠償責任を問われることはなく、当該国会議員の質疑について国が損害賠償責任を負うこともない。× [R4-3-オ]</p>	<p><input type="checkbox"/> 両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について院外で責任を問われないため、議員が行ったこれらの行為を理由として、その所属政党が当該議員に対して除名その他の処分をすることは許されない。[R7-2-ア]</p>
<p>第646問</p> <p>【政党が党員に対してした処分】 オ 政党が党員に対してした除名処分は、当該政党の自治的措置に委ねられるものであるから、その有効性について裁判所が審理判断することは許されない。× [R2-3-ア]</p>	<p><input type="checkbox"/> 政党がその所属党員に対してした処分について、それが一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる場合には、裁判所は、適正な手続に則って当該処分がされたか否かのみを審査してその当否を判断すべきである。[R7-2-エ]</p>
<p>第650問</p> <p>【住民自治と団体自治】 2 地方公共団体の長に対する住民による条例の制定又は改廃についての直接請求制度は、地方自治の本旨の一要素である、団体自治を実現するものである。× [答練問題]</p>	<p><input type="checkbox"/> 地方自治の本旨のうち住民自治の原則とは、地方の政治は、国から独立した団体に委ねられ、その団体の意思と責任において行われるべきであるとするものである。[R7-3-ア]</p>
【民法】	
<p>第010問</p> <p>ア Aの代理人であるBがCに対し物品甲を売却した場合に、Bは、Aのためにする意思をもってCに対し物品甲を売却したが、その際、Aの代理人であることをCに告げなかった。この場合において、BがAのためにする意思をもって売買契約を締結していたことをCが知り、又は知ることができたときは、Bがした意思表示は、Aに対して効力を生ずる。○ [22-5-イ]</p>	<p><input type="checkbox"/> Aの代理人であるBが、その代理権の範囲内でAのためにすることを示さずにCとの間で契約を締結した場合において、BがAのために契約を締結することをCが知ることができたときは、AC間に契約の効力が生ずる。[R7-6-ア]</p>
<p>第023問</p> <p>ア A所有の土地上に不法に建てられた建物の所有権を取得し、自らの意思に基づきその旨の登記をしたBは、その建物をCに譲渡したとしても、引き続きその登記名義を保有する限り、Aに対し、自己の建物所有権の喪失を主張して建物取去土地明渡しの義務を免れることはできない。○ [14-8-エ]</p>	<p><input type="checkbox"/> Aが所有する甲土地上にBが権原なく乙建物を新築し、乙建物について所有権の保存の登記がされた場合において、BがCに乙建物を売却したが、その旨の登記がされていないときは、Bは、Aに対し、乙建物の所有権の喪失を主張して、乙建物の取去及び甲土地の明渡しの義務を免れることはできない。[R7-7-ア]</p>
<p>第023問</p> <p>エ A所有の甲土地上に不法に建てられた乙建物をBが所有し、かつ所有権の登記名義を有しているという事案で、乙建物に賃借人Dが居住している場合、建物取去土地明渡請求の相手方は、あくまで建物所有者であるBとすべきである。○ [18-11-ウ] 改</p>	<p><input type="checkbox"/> Aが所有する甲土地上にBが権原なく乙建物を新築し、Cに乙建物を賃貸したときは、Aは、Cに対し、乙建物の取去を請求することができる。[R7-7-イ]</p>
<p>第027問</p> <p>オ A所有の甲土地の所有権についてBの取得時効が完成した場合に関してA所有の甲土地について、Bの取得時効が完成した後その旨の</p>	<p><input type="checkbox"/> AがB所有の甲土地を占有し、取得時効が完成した後、その旨の登記がされない間に、CがBから甲土地について抵当権の設定を受</p>

<p>所有権の移転の登記がされる前に、CがAから抵当権の設定を受けてその旨の抵当権の設定の登記がされた場合には、Bが当該抵当権の設定の登記後引き続き時効取得に必要な期間占有を継続したときであっても、Cの抵当権が消滅することはない。× [29-8-7]</p>	<p>け、その旨の登記がされた場合において、Aがその後引き続き時効取得に必要な期間甲土地の占有を継続したときは、Aが当該抵当権の存在を容認していたなどの特段の事情がない限り、Aは、甲土地の取得時効を援用し、Cに対し、当該抵当権の消滅を主張することができる。[R7-8-1]</p>
<p>第038問 ウ 所有者不明土地管理人が、所有者不明土地管理命令の対象とされた土地を売却処分するには、裁判所の許可を要するが、当該土地の所有者の同意を得ることを要しない。○ [判ジナ]</p> <p>エ 管理不全土地管理人が、管理不全土地管理命令の対象とされた土地を売却処分するには、裁判所の許可を要するが、当該土地の所有者の同意を得ることを要しない。× [判ジナ]</p>	<p>○ 裁判所が管理命令の対象とされた土地の処分について許可をするには、所有者不明土地管理命令と管理不全土地管理命令のいずれかが発せられた場合でも、当該土地の所有者の同意を要しない。[R7-10-1]</p>
<p>第038問 オ 所有者不明建物管理命令の効力は、当該所有者不明建物管理命令の対象とされた建物にある動産（当該所有者不明建物管理命令の対象とされた建物の所有者が所有するものに限る。）には及ぶが、当該建物を所有するための建物の敷地に関する権利（当該所有者不明建物管理命令の対象とされた建物の所有者が有するものに限る。）には及ばない。× [判ジナ]</p>	<p>○ 所有者不明土地管理命令と管理不全土地管理命令のいずれについても、その効力は、管理命令の対象とされた土地の上にある当該土地の所有者が所有する動産にも及ぶ。[R7-10-1]</p>
<p>第042問 ア AからA所有のデジタルカメラ甲を賃借していたCが死亡し、その相続人Bは、その相続によって甲の占有を取得した。この場合において、Bは、Cが甲に関し無権利者であったことについて善意無過失であるときは、甲を即時取得する。× [25-8-1] 改</p>	<p>○ A所有の甲動産をAから預かっていたBが死亡し、甲動産がBの所有であると過失なく信じているCが、Bを相続し、甲動産の占有を承継した場合には、Cは、甲動産を即時取得する。[R7-9-1]</p>
<p>第042問 ウ Aが、Bの所有する動産甲を無権利のCから買い受けた場合において、契約締結時にCが無権利者であることにつき善意無過失であるときは、現実の引渡しを受けるまでにCが無権利者であることを知ったとしても、Aは動産甲を即時取得する。× [30-8-7]</p>	<p>○ A所有の甲動産をAから預かっていたBが、甲動産がBの所有であると過失なく信じていたCとの間で甲動産の売買契約を締結した後、Cが、甲動産についてBが無権利であることを知り、甲動産の現実の引渡しを受けた場合には、Cは、甲動産を即時取得することができない。[R7-9-7]</p>
<p>第042問 オ Aの所有する甲動産を保管しているBが、甲動産を自己の所有物であると偽ってCに売却し、占有改定により甲動産を引き渡した場合には、Cは、Bが所有者であると信じ、かつ、そう信じるにつき過失がないときであっても、その時点で甲動産を即時取得することはできない。○ [17-9-7]</p>	<p>○ A所有の甲動産をAから預かっていたBが、甲動産がBの所有であると過失なく信じているCに対して甲動産を売却し、以後BがCのために引き続き甲動産を保管する意思表示をした場合には、Cは、甲動産を即時取得する。[R7-9-7]</p>
<p>第043問 イ 賃借人が賃借不動産に備え付けた動産が賃借人の所有物でない場合には、賃借人がこれを賃借人の所有物であると過失なく誤信したときであっても、当該動産について、不動産賃貸の先取特権は成立しない。× [16-14-7]</p>	<p>○ 不動産の賃貸の先取特権について、即時取得の規定は準用されない。[R7-12-7]</p>
<p>第043問 ウ Aがその所有するパソコン（以下「動産甲」という。）をBに貸していたところ、Bの家から動産甲を盗んだCが、自己の所有物であると偽って、Cが無権利者であることについて善意無過失のDに動産甲を売り渡した場合には、Bは、盗難の時から2年以内であれば、Dに対して動産甲の返還を請求することができる。○ [28-8-7]</p>	<p>○ A所有の甲動産を盗んだBが、甲動産がBの所有であると過失なく信じているCに対して甲動産を売却し、現実の引渡しをした場合には、Aは、その盗難から2年間は、Cに対し、甲動産の返還を求めることができる。[R7-9-1]</p>
<p>第050問 イ 地役権は、一定の範囲において承役地と直接の支配を及ぼす物権であるから、地役権者は、妨害排除請求権、妨害予防請求権及び返還請求権を有する。× [16-10-5]</p>	<p>○ Aが所有する甲土地にBのために通行地役権が設定されている場合において、Cが甲土地を権原なく占有してBの通行を妨害しているときは、Bは、Cに対し、地役権に基づいて甲土地の明渡しを請求することができる。[R7-7-1]</p>
<p>第053問 イ 留置権者は、留置物について、留置権による競売の申立てをすることができる。○ [25-11-1]</p>	<p>○ 留置権者は、留置権による競売を申し立てることができない。[R7-11-7]</p>
<p>第057問 エ 動産売買の先取特権者は、物上代位の目的債権が譲渡され、第三者に対する対抗要件が備えられた後においては、目的債権を差し押さえて物上代位権を行使することができない。○ [30-12-1]</p>	<p>○ 動産の売買の先取特権者は、物上代位の目的債権が譲渡され、第三者に対する対抗要件が備えられた後においては、目的債権を差し押さえて物上代位権を行使することができない。[R7-12-1]</p>

<p>第061問 エ 債権は、現に発生していない債権を目的とすることができる。 ○ [R4-14-オ]</p>	<p><input type="checkbox"/> 現に発生していない債権も、質権の目的とすることができる。 [R7-12-オ]</p>
<p>第071問 ア AのBに対する貸金債権を担保するために、AがC所有の甲建物に抵当権の設定を受けた場合、当該抵当権は、B及びCに対しては、当該貸金債権と同時になければ、時効によって消滅しない。○ [26-12-エ]</p>	<p><input type="checkbox"/> 抵当権を実行することができる時から民法第166条第2項の消滅時効期間が経過したときは、抵当権設定者は、抵当権者に対し、時効による抵当権の消滅を主張することができる。[R7-15-エ]</p>
<p>第072問 オ 共有関係にある一つの不動産全体に抵当権が設定されている場合、その共有持分の第三取得者は、共有持分について抵当権消滅請求をすることができる。× [15-16-1]</p>	<p><input type="checkbox"/> 共有不動産全体に抵当権が設定されている場合には、当該共有不動産の共有持分のみを取得した第三取得者は、自己の共有持分について単独で抵当権消滅請求をすることができる。[R7-15-ウ]</p>
<p>第074問 オ Aが、その所有する更地である甲土地にBのために抵当権を設定した後、甲土地上に乙建物を建築し、さらに甲土地にCのために抵当権を設定し、その後、Cの申立てより抵当権が実行され、Dが甲土地の所有者になった。この場合、AB間の抵当権設定当時、BがAによる乙建物の建築に同意していたときは、乙建物のための法定地上権が成立する。× [28-13-イ]</p>	<p><input type="checkbox"/> A所有の甲土地にBのために第1順位の抵当権が設定された後、甲土地上にA所有の乙建物が建築され、次いで、甲土地にCのために第2順位の抵当権が設定された場合において、第2順位の抵当権の実行によりDが甲土地の所有権を取得したときは、Bが乙建物の建築を承認していたときであっても、法定地上権は成立しない。[R7-14-イ]</p>
<p>第075問 イ Aの所有する甲土地及び甲土地上の乙建物にBのための共同抵当権が設定された後、乙建物が取り壊され、甲土地を賃借したCが丙建物を新築した。この場合、甲土地についての抵当権が実行され、Dが甲土地の所有者になったときは、丙建物のための法定地上権は成立しない。○ [28-13-エ]</p>	<p><input type="checkbox"/> A所有の甲土地上にA所有の乙建物がある場合において、Aが甲土地及び乙建物に共同抵当権を設定した後、乙建物が取り壊され、次いで、Aから甲土地を賃借したBが甲土地上にB所有の丙建物を建築した後、抵当権の実行によりCが甲土地の所有権を取得したときは、法定地上権は成立しない。[R7-14-ウ]</p>
<p>第076問 エ A所有の甲土地上にB所有の乙建物がある場合において、BがCのために乙建物に第1順位の抵当権を設定した後、BがAから甲土地の所有権を取得し、更にDのために乙建物に第2順位の抵当権を設定し、その後、Cの抵当権が実行され、Eが競落したときは、乙建物について法定地上権が成立する。○ [26-13-オ]</p>	<p><input type="checkbox"/> A所有の甲土地上にあるB所有の乙建物にCのために第1順位の抵当権が設定された後、BがAから甲土地を買い受け、次いで、乙建物にDのために第2順位の抵当権が設定された場合において、第1順位の抵当権の実行によりEが乙建物の所有権を取得したときは、法定地上権は成立しない。[R7-14-ウ]</p>
<p>第077問 ア A所有の甲土地上にA及びBの共有である乙建物が存在する。甲土地に抵当権が設定され、抵当権の実行により、Cが甲土地を取得した。この場合、判例の趣旨に照らし法定地上権が成立する。○ [16-16-イ]</p>	<p><input type="checkbox"/> A所有の甲土地上にA及びB共有の乙建物がある場合において、Aが甲土地に抵当権を設定し、抵当権の実行によりCが甲土地の所有権を取得したときは、法定地上権は成立しない。[R7-14-エ]</p>
<p>第085問 ウ 同一の動産について複数の者にそれぞれ譲渡担保が設定されている場合には、後順位の譲渡担保権者は、私的実行をすることができる。× [19-12-イ] 改</p>	<p><input type="checkbox"/> 動産譲渡担保権が同一の目的物に重複して設定されている場合には、後順位譲渡担保権者は、私的実行をすることができない。[R7-11-オ]</p>
<p>第099問 オ 債権者Aに対してB、C及びDの3名が30万円を支払うことを内容とする連帯債務（負担部分は均等とする）を負っている場合に、AとBとの間で、Bの債務の内容をBが所有する自転車（10万円相当）をAに給付するという債務に変更する旨の更改があったときは、Aは、Cに対し、20万円の限度で連帯債務の履行を請求することができる。× [25-16-ウ] 改</p>	<p><input type="checkbox"/> A、B及びCがDに対して連帯して900万円の貸金返還債務を負っている場合において、AがDとの間で、900万円の貸金返還債務に代えて甲土地の所有権を移転する債務を発生させる旨の更改をしたときであっても、B及びCは、Dに対して引き続き900万円の貸金返還債務を負う。[R7-18-イ]</p>
<p>第111問 ア 債権が二重に譲渡され、先の譲渡については確定日付のない通知を受け、後の譲渡については確定日付のある通知を受けた場合でも、債務者に対する関係では、先の譲渡人が優先する。× [3-18-イ]</p>	<p><input type="checkbox"/> AがBに対する甲債権をCに譲渡し、その事実を確定日付のある証書によらずにBに通知した後に、Aが甲債権を更にDに譲渡し、その事実を確定日付のある証書によってBに通知したときは、Bは、Dに対して甲債権に係る債務を履行しなければならない。[R7-16-ア]</p>
<p>第117問 エ 債務者が、本来の給付に代えて自己の所有する動産の所有権を移転する合意を債権者とした場合には、当該動産が引き渡されない限り、所有権移転の効果は生じない。× [18-17-ウ]</p>	<p><input type="checkbox"/> 教授：同じ事例において、代物弁済契約による不動産の所有権移転の効果は、いつ生ずることになりますか。 学生：代物弁済契約が成立した時点で、所有権移転の効果が生じます。[R7-17-エ]</p>
<p>第117問 オ 債務者が、本来の給付に代えて自己の所有する不動産の所有権を</p>	<p><input type="checkbox"/> 教授：それでは、少し事例を変えて、本来の債務の弁済に代えて</p>

<p>移転する合意を債権者とした場合には、当該不動産について所有権の移転の登記が完了しなければ、債権は消滅しない。○ [18-17-7]</p>	<p>債務者が第三債務者に対する債権を債権者に対して譲渡することとしたときは、代物弁済による債務消滅の効果は、いつ生ずることになりますか。</p> <p>学生：確定日付のある証書により、債務者が第三債務者に通知をし、又は第三債務者が承諾をした時に、債務消滅の効果が生じます。 [R7-17-9]</p>
<p>第122問 ア 債権者が交替するための制度として、債権譲渡は、譲渡人と譲受人との契約によって成立するが、債権者の交替による更改は、元の債権者と新たに債権者となる者と債務者の三者間の契約によって成立する。○ [26-17-7] 改</p>	<p>○ 債権者の交替による更改は、更改前の債権者と更改後に債権者となる者との間の契約によってすることができる。 [R7-18-7]</p>
<p>第122問 ウ 第三者が所有する不動産に設定された抵当権によって担保されている債権について、債権譲渡がされた場合と、債権者の交替による更改がされた場合とで、その抵当権の移転について違いはあるかという問題について、債権譲渡がされた場合には、抵当権を設定した第三者の承諾がなくても抵当権は債権とともに移転するが、債権者の交替による更改がされた場合には、抵当権を移転させるには、更改の当事者の合意のほか、抵当権を設定した第三者の承諾を得る必要がある。○ [26-17-7]</p>	<p>○ 債務者の交替による更改がされた場合において、更改前の債務者が更改前の債務を担保するために抵当権を設定していたときは、債権者は、更改前の債務者の承諾がある場合に限り、当該抵当権を更改後の債務に移すことができる。 [R7-18-7]</p>
<p>第141問 ウ Aは、その所有する甲土地をBに賃貸し、その後、Cに対して甲土地を譲渡した。甲土地の譲渡に伴ってAの賃貸人たる地位がCに移転し、AからCに対する所有権の移転の登記もされたが、Bは、敷金の返還については、あくまでも、敷金契約を締結した相手方であるAに対して請求することになる。× [28-18-7] 改</p>	<p>○ 賃貸不動産の譲渡により、賃貸人たる地位が譲渡人から譲受人に移転した場合には、譲受人は、敷金の返還に係る譲渡人の債務を承継する。 [R7-19-7]</p>
<p>第146問 ウ AがBからその所有する甲建物を賃借してBに敷金を交付した。Aは、賃貸借契約の存続中、Bに対して、賃料債務の弁済に敷金を充てるよう請求することができる。× [司R4-26-1]</p>	<p>○ 賃借人は、賃貸人に対し、賃料債務を履行しなかったときは、賃貸借が終了する前であっても、敷金をその弁済に充てることを請求することができる。 [R7-19-7]</p>
<p>第153問 イ 婚姻の届出自体について当事者間に意思の合致があったとしても、単に子に嫡出子としての地位を得させるための便法として仮託されたものにすぎないものであって、当事者間に真に夫婦関係の設定を欲する効果意思がない場合には、当該婚姻は、その効力を生じない。○ [25-20-7]</p>	<p>○ 婚姻の届出自体について当事者間に意思の合致があった場合において、それが単に他の目的を達成するための便法であって真に社会観念上夫婦であると認められる関係の設定を欲する効果意思がなかったときは、婚姻はその効力を生じない。 [R7-20-7]</p>
<p>第154問 ウ A(女性)と婚姻しているB(男性)が、更にC(女性)との婚姻の届出をした場合には、これが受理されたとしても、BとCとの婚姻は、無効である。× [23-21-7]</p>	<p>○ 配偶者のある者が重ねて婚姻をした場合には、その後婚は当然に無効である。 [R7-20-7]</p>
<p>第154問 オ 婚姻の取消しは、婚姻時に遡ってその効力を生ずるものではなく、将来に向かってのみその効力を生ずる。○ [R3-20-7] 改</p>	<p>○ 詐欺による婚姻の取消しは、将来に向かってのみその効力を生ずる。 [R7-20-7]</p>
<p>第155問 オ 夫婦の一方が相続によって取得した財産であっても、婚姻中に取得したものであれば、夫婦の共有に属するものと推定される。× [30-20-7]</p>	<p>○ 夫婦の一方が婚姻中自己の名で得た財産は、その夫婦の共有に属するものと推定される。 [R7-20-7]</p>
<p>第167問 エ Aが死亡した後に、Dが相続の放棄をした場合には、Aの相続人は、B、C、F及びGである。× [17-23-7]</p>	<p>○ 被相続人Aの子Bが相続の放棄をした場合には、Bの子Cは、Aの相続人とならない。 [R7-21-7]</p>
<p>第171問 ア 被相続人は、推定相続人である兄弟姉妹の廃除を請求することができる。× [27-22-7] 改</p>	<p>○ 被相続人の兄弟姉妹は、遺留分権利者である。 [R7-23-7]</p>
<p>第175問 エ 相続の承認又は放棄をすべき期間は、伸長することができる。× [R2-22-7]</p>	<p>○ 家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、相続の承認又は放棄をすべき期間を伸長することができる。 [R7-21-7]</p>
<p>第176問 ア 相続の承認又は放棄をした場合であっても、相続の承認又は放棄をすべき期間内であれば、これを撤回することができる。× [26-22-7]</p>	<p>○ 相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内は、既にした相続の放棄を撤回することができる。 [R7-21-7]</p>

<p>第179問 ア 被相続人Aに妻B及びAの兄Cがいる場合に、AがBに対し全財産を遺贈したときは、Cは、相続財産の2分の1に相続分の4分の1を乗じた相続財産の8分の1について、Bに対し遺留分侵害額請求をすることができる。× [20-24-7]</p>	<p><input type="checkbox"/> 被相続人の兄弟姉妹は、遺留分権利者である。[R7-23-7]</p>
<p>第180問 ア 遺留分権利者は、相続の開始前に、遺留分の放棄をすることはできない。× [28-23-5]</p>	<p><input type="checkbox"/> 相続の開始後における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。[R7-23-7]</p>
<p>第180問 エ Aが相続開始の2年前にその子Bに対して生計の資本として金を贈与した場合には、遺留分権利者とBとの間に生ずる不公平が到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情がない限り、当該贈与は、遺留分侵害額請求の対象とならない。× [25-23-7]</p>	<p><input type="checkbox"/> 被相続人が相続人に対して当該相続人の生計の資本としてした贈与であって、相続開始前の10年間にしたものは、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入する。[R7-23-1]</p>
<p>【刑法】</p>	
<p>第653問 ア Aは、Bを殺害しようと考え、クロロホルムを吸引させて失神させたBを自動車ごと海中に転落させて溺死させるという一連の計画を立て、これを実行してBを死亡させた。この場合において、Aの認識と異なり、海中に転落させる前の時点でクロロホルムを吸引させる行為によりBが死亡していたときは、Aには、殺人罪は成立しない。× [23-24-1]</p>	<p><input type="checkbox"/> Aは、殺意をもってBの首を絞めたことによりBが身動きしなくなったので、Bが既に死んだと誤信し、隠蔽のためにBを海岸に運んで砂の上に放置したところ、Bは砂を吸い込んで窒息死した。この場合、Aには、殺人罪は成立しない。[R7-24-7]</p>
<p>第653問 イ AとBは、Cに対し、それぞれ金属バットを用いて暴行を加えた。その際、Aは、Cを殺害するつもりはなかったが、Bは、Cを殺害するつもりで暴行を加えた。その結果、Cが死亡した場合、殺意がなかったAには、Bとの間で殺人罪の共同正犯が成立するが、傷害致死罪の刑の限度で処断される。× [26-24-1]</p>	<p><input type="checkbox"/> 暴行を共謀した共犯者のうちの一人が殺意をもって被害者を殺した。この場合、殺意のなかった共犯者には、殺人罪が成立するが、その刑は傷害致死罪の限度で処断される。[R7-24-1]</p>
<p>第653問 オ Aは、住居侵入罪の構成要件に該当する行為について、当該行為が同罪の構成要件に該当するかを弁護士に尋ねたところ、当該弁護士が法律の解釈を誤って当該行為は同罪の構成要件には該当しない旨の回答をしたことから、同罪は成立しないと誤解して実際に当該行為に及んだ。この場合、Aには、住居侵入罪の故意は認められない。× [R3-24-5]</p>	<p><input type="checkbox"/> Aは、文書に客観的にわいせつと評価される記載が存在することについては認識していたが、わいせつ文書頒布罪におけるわいせつ文書には当たらないと思ってその文書を頒布販売した。この場合、Aには、わいせつ文書頒布罪が成立する。[R7-24-7]</p>
<p>第670問 4 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者であることを知りながら、その犯罪が警察等の捜査機関に発覚しない段階で、捜査機関の発見・逮捕を免れさせるため、その者をかくまった。この場合、判例の趣旨に照らし、犯人蔵匿罪が成立する。○ [6-23-1] 改</p>	<p><input type="checkbox"/> 捜査が開始される前に「罰金以上の刑に当たる罪を犯した者」を蔵匿・隠避する行為には、犯人蔵匿等罪は成立しない。[R7-25-1]</p>
<p>【会社法・商法】</p>	
<p>第183問 ウ 定款に記載しないで行われた財産引受けは、株式会社が発立後にこれを追認した場合であっても、遡って有効とはならない。○ [R3-27-5]</p>	<p><input type="checkbox"/> 定款に記載せず、又は記録しないで行われた財産引受けは、株式会社の成立後に株主総会の決議によって承認を受けた場合であっても、遡って有効とはならない。[R7-27-7]</p>
<p>第187問 エ 成立後の会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項について、定款で定めていないときは、発起人全員の同意によって、これを定めなければならない。このことは、発起設立には当てはまるが、募集設立には当てはまらない。× [18-32-7]</p>	<p><input type="checkbox"/> 発起人が2人以上ある場合において、成立後の株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項を定款で定めなかったときは、発起人は、その過半数の同意によって当該事項を定めることができる。[R7-27-7]</p>
<p>第191問 イ 株式の発行後に定款を変更して当該株式について譲渡を制限する定めを設けようとするときは、当該株式を有する株主全員の同意を得なければならない。× [司18-41-7] ウ 株式会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設ける定款変更の決議と、会社法上の公開会社でない株式会社において、剰余金配当を受ける権利に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨の定款の定めを設ける定款変更の決議とは、決議要件が同じである。× [司22-42-5]</p>	<p><input type="checkbox"/> 種類株式発行会社でない株式会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の変更をする株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上であって、当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。[R7-28-7]</p>

<p>第197問 ア 相続により譲渡制限株式を取得した者は、株式会社に対し、当該譲渡制限株式を取得したことについて承認するか否かを決定することを請求し、その承認を受けない限り、当該株式会社に対し、株主の地位を主張することができない。× [30-28-7]</p>	<p>□ 相続により譲渡制限株式を取得した者が株式会社に対して株主名簿の名義書換の請求をするには、当該譲渡制限株式を取得したことについて当該株式会社の承認を受けなければならぬ。[R7-28-4]</p>
<p>第197問 オ 譲渡制限株式の株主が会社法第136条の規定による請求（なお、当該株主は、会社が同条の承認をしない旨の決定をする場合には、会社又は指定買取人が当該譲渡制限株式を買い取ることを併せて請求しているものとする。）をした場合において、会社が同条の承認をしない旨の決定をしたとき、会社が当該譲渡制限株式の全部を買い取る旨の決定をし、当該株主に対し会社法所定の事項を通知した場合でも、当該株主は、その完買代金を受領するまでは、会社の承諾を得ることなく、会社又は指定買取人が当該譲渡制限株式を買い取ることを請求を撤回することができる。× [26-29-1]</p>	<p>□ 譲渡制限株式の取得について承認をしない旨の決定をした株式会社は、当該譲渡制限株式の買取りに係る事項を決定し、譲渡等承認請求者に対して当該事項を通知したときであっても、当該譲渡等承認請求者は、当該株式会社の承諾を得ないで、当該株式会社又は指定買取人が当該譲渡制限株式を買い取ることを請求を撤回することができる。[R7-28-7]</p>
<p>第207問 オ 募集新株予約権の引受人は、募集新株予約権の払込金額の全額の払込みを待たず、割当日に募集新株予約権の新株予約権者となる。○ [23-29-9]</p>	<p>□ 募集新株予約権の引受けの申込みをした者は、割当日に、株式会社の割り当てた募集新株予約権の新株予約権者となる。[R7-29-1]</p>
<p>第208問 ウ 新株予約権付社債については、当該新株予約権付社債についての社債が消滅した場合を除き、当該新株予約権付社債に付された新株予約権のみを譲渡することはできない。○ [30-29-3]</p>	<p>□ 新株予約権付社債についての社債が消滅していないときは、当該新株予約権付社債に付された新株予約権のみを譲渡することはできない。[R7-29-3]</p>
<p>第216問 エ 大会社でない指名委員会等設置会社は、会計監査人を置かないことができる。× [28-30-1]</p>	<p>□ 指名委員会等設置会社は、会計監査人を置かなければならない。[R7-30-1]</p>
<p>第220問 ウ 持分会社は、当該持分会社の社員から取締役として職務を行うべき者を選任し、株式会社はその者の氏名及び住所を通知した場合であっても、当該株式会社の取締役となることができない。○ [22-29-1]</p>	<p>□ 法人は、設立時取締役となることができない。[R7-27-1]</p>
<p>第237問 ア 取締役は、執行役を兼ねることはできるが、使用人を兼ねることはできない。○ [司20-45-7]</p>	<p>□ 指名委員会等設置会社の執行役は、当該会社の使用人を兼ねることができる。[R7-30-1]</p>
<p>第238問 ウ 取締役が自己のために株式会社と取引をし、それによって当該株式会社に損害が生じた場合には、当該取締役は、任務を怠ったことが当該取締役の責めに帰することができない事由によるものであることを証明することにより、当該取引に係る任務懈怠責任を免れることができる。× [司19-42-1]</p>	<p>□ 取締役会設置会社の取締役は、自己のために当該会社と取引をしたことによって当該株式会社に損害が生じた場合において、その任務を怠ったことが当該取締役の責めに帰することができない事由によるものであることを証明したときは、当該会社に対して当該損害を賠償する責任を負わない。[R7-32-7]</p>
<p>第238問 エ 会社がその計算において株主の権利の行使に関し財産上の利益の供与をした場合、それに関与した取締役は、自らその財産上の利益の供与をしたときを除き、その職務を行うにつき注意を怠らなかつたことを証明することにより、その供与した利益の価額に相当する額を会社に対し支払う義務を免れる。○ [司24-45-1]</p>	<p>□ 取締役会設置会社がその計算において株主の権利の行使に関し財産上の利益の供与をした場合において、当該利益の供与をした取締役がその職務を行うにつき注意を怠らなかつたことを証明したときは、当該取締役は、当該会社に対し、供与した利益の価額に相当する額を支払う義務を負わない。[R7-32-1]</p>
<p>第241問 エ 取締役会設置会社が資本金の額の減少と同時に株式の発行をする場合において、当該資本金の額の減少の効力が生ずる日後の資本金の額が当該日現在の資本金の額を下回らないときは、当該資本金の額の減少は、取締役会の決議によってすることができる。○ [29-32-9]</p>	<p>□ 取締役会設置会社が株式の発行と同時に資本金の額を減少する場合において、当該資本金の額の減少の効力が生ずる日後の資本金の額が当該日現在の資本金の額を下回らないときは、取締役会の決議により、資本金の額を減少することができる。[R7-31-1]</p>
<p>第242問 オ 資本金の額を減少するには債権者保護手続をとる必要があるが、資本準備金の額の減少については債権者保護手続をとる必要がない場合がある。○ [18-28-7]</p>	<p>□ 株式会社が準備金の額を減少する場合において、その減少する準備金の額の全部を資本金とするときは、当該株式会社の債権者は、当該株式会社に対し、準備金の額の減少について異議を述べることができる。[R7-31-7]</p>
<p>第243問 ウ 取締役会設置会社は、会計監査人設置会社でないものであっても、配当財産が金銭であれば、一事業年度の途中において1回に</p>	<p>□ 取締役会設置会社は、一事業年度の途中において一回に限り取締役会の決議によって剰余金の配当をすることができる旨を定款で</p>

<p>限り取締役会の決議によって剰余金の配当をすることができる旨を定款で定めることができる。○ [29-32-イ]</p>	<p>定めることができる。[R7-31-オ]</p>
<p>第243問 オ 剰余金の配当に関する事項を取締役会が定めることができる旨を定款で定めることができる取締役会設置会社は、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを取締役会が定めることができる旨を定款で定めることができる。× [29-32-エ]</p>	<p><input type="checkbox"/> 取締役会設置会社は、取締役会の決議により、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することができる。[R7-31-エ]</p>
<p>第250問 ア 持分会社を設立するには、その社員になろうとする者は、定款を作成しなければならないが、その定款に公証人の認証を受けることを要しない。○ [30-32-1] 改</p>	<p><input type="checkbox"/> 合資会社を設立するに際してその社員になろうとする者が作成した定款は、公証人の認証を受けなくても、その効力を生ずる。[R7-33-ウ]</p>
<p>第251問 イ 合名会社の設立後に加入した社員であっても、その加入前に生じた当該合名会社の債務について、これを弁済する責任を負う。○ [30-32-5]</p>	<p><input type="checkbox"/> 合名会社の設立後に加入した社員は、その加入前に生じた当該合名会社の債務については、弁済する責任を負わない。[R7-33-エ]</p>
<p>第252問 イ 業務を執行しない有限責任社員は、業務を執行する社員の全員の承諾があるときは、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができる。○ [20-35-ウ]</p>	<p><input type="checkbox"/> 合資会社の業務を執行しない有限責任社員は、業務を執行する社員の全員の承諾があるときは、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができる。[R7-33-ア]</p>
<p>第252問 ウ 合同会社は、その持分を社員から譲り受けることができない。○ [29-33-イ]</p>	<p><input type="checkbox"/> 合資会社の無限責任社員は、他の社員の全員の承諾があるときは、その持分の全部又は一部を当該合資会社に譲渡することができる。[R7-33-イ]</p>
<p>第266問 オ 新設合併と新設分割については、その登記をした日にその効力が生じるが、株式移転については、株式移転計画に定められた効力発生日にその効力が生じる。× [21-34-ウ]</p>	<p><input type="checkbox"/> 吸収分割承継株式会社は、吸収分割の登記をした日に、吸収分割契約の定めに従い、吸収分割株式会社の権利義務を承継する。[R7-34-ア]</p>
<p>第269問 イ A株式会社は、吸収合併契約に関する書面等をその本店に備え置かなければならない。○ [23-33-イ]</p>	<p><input type="checkbox"/> 吸収分割承継株式会社は、吸収分割の効力発生日後は、吸収分割契約の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置くことを要しない。[R7-34-エ]</p>
<p>第271問 イ 吸収分割をする場合、吸収分割承継会社においては常に債権者保護手続をとる必要があるが、吸収分割会社においては債権者保護手続をとる必要がない場合がある。○ [18-29-オ]</p>	<p><input type="checkbox"/> 吸収分割承継株式会社の債権者は、当該吸収分割承継株式会社に対し、吸収分割について異議を述べることができない。[R7-34-ウ]</p>

直前択一過去問絞込み講座
令和7年度 的中肢又は関連肢

【午後科目】

【民事訴訟法他】

<p>第581問 【訴訟無能力者がした訴訟行為の効果】 オ 成年後見人は、成年被後見人がした訴訟行為を取り消すことができる。× [10-2-5]</p>	<p><input type="checkbox"/> 訴訟能力を欠く当事者がした訴訟行為は、取り消すことができる。[R7-1-ア]</p>
<p>第605問 【中断事由】 イ 当事者が訴訟中に保佐開始の審判を受けた場合には、訴訟手続は中断する。× [1-1-5] 後見開始の審判 → 中断する 保佐開始の審判 → 中断しない</p>	<p><input type="checkbox"/> 被告が訴訟係属中に成年被後見人になった場合には、その被告について訴訟代理人があるときを除き、訴訟手続は、中断する。[R7-1-ウ]</p>
<p>第581問 【制限的訴訟能力者】 ウ 被保佐人が、自ら訴えを提起して訴訟行為をするには、保佐人の同意を要するが、相手方が提起した訴えについて訴訟行為をするには、保佐人の同意を要しない。○ [22-1-ウ]</p>	<p><input type="checkbox"/> 被保佐人が、相手方の提起した訴えにおいて、請求原因事実を認める旨の陳述をするには、保佐人の同意を要しない。[R7-1-ウ]</p>
<p>第586問 【弁論主義の第2原則（自白の拘束力）】 イ 「被告は、Aに対し、以前から、事業に失敗したので借入先として原告を紹介してほしいと依頼していた。」との原告の主張に対し、被告はこれを認める旨陳述した。この場合、裁判所は、被告の自白に拘束される。× [21-1-エ] 自白の拘束力が生じるのは、「主要事実」について自白が成立した場合である 「間接事実」や「補助事実」についての自白は、裁判所も当事者も拘束されない 本肢の事実「間接事実」である</p>	<p><input type="checkbox"/> 教授： まずは、自白の拘束力について考えてみましょう。事実についての自白のうち、裁判所を拘束しないものはありますか。 学生： 間接事実についての自白は、裁判所を拘束しません。[R7-2-ア]</p>
<p>第597問 【自白の対象】 ア 文書の成立の真正についての自白は、裁判所を拘束しない。○ [R3-4-イ] 自白の拘束力が生じるのは、「主要事実」について自白が成立した場合である 「間接事実」や「補助事実」についての自白は、裁判所も当事者も拘束されない 文書の成立の真正は「補助事実」である</p>	<p><input type="checkbox"/> 教授： 書証の成立の真正についての自白は、どうですか。 学生： 書証の成立の真正についての自白は、裁判所を拘束します。[R7-2-イ]</p>
<p>第596問 【自白の成立場面】 ア 弁論準備手続においては、自白が擬制されることはない。× [12-3-2] 「口頭弁論の期日」又は「弁論準備手続の期日」 → 自白が成立する 「当事者尋問の期日」 → 自白は成立しない</p>	<p><input type="checkbox"/> 教授： 次に、裁判上の自白が成立する場面について考えてみましょう。弁論準備手続の期日において、裁判上の自白は、成立しますか。 学生： 主要事実に関する陳述がされた場合であっても、弁論準備手続の期日においては、裁判上の自白は、成立しません。[R7-2-ウ]</p>
<p>第596問 【自白の成立場面】 ア 弁論準備手続においては、自白が擬制されることはない。× [12-3-2] 「口頭弁論の期日」又は「弁論準備手続の期日」 → 自白が成立する 「当事者尋問の期日」 → 自白は成立しない</p>	<p><input type="checkbox"/> 教授： 本人尋問においては、どうですか。 学生： 当事者の供述が相手方の主張する自己に不利な事実を認めるものである場合には、裁判上の自白が成立します。[R7-2-エ] ※ 左コメント参照</p>
<p>第596問 【自白の撤回】 オ 「原告は、被告に対し、100万円を弁済期を定めずに貸付けた。」との原告の主張に対し、被告はこれを認める旨陳述したが、その後、その陳述内容が真実に反することを証明し、この陳述を撤回した。なお、被告の陳述の撤回について、原告の同意はないものとする。この場合、この陳述が錯誤に基づくものであることを被告が特段立証していないとしても、裁判所は、被告の自白に拘束されない。○ [21-1-ア] 反真実の証明があれば、錯誤の証明がなくても、自白の撤回が認められる (判例知識)</p>	<p><input type="checkbox"/> 教授： 最後に、自白の撤回について考えてみましょう。裁判上の自白が成立した場合において、相手方の同意がないときであっても、当事者が自白を撤回することができることがありますか。 学生： 当事者は、相手方の同意がない場合であっても、自白した事実が真実に適合しないこと及び自白が錯誤によることを証明したときは、自白を撤回することができます。[R7-2-エ]</p>

<p>第593問 【弁論準備手続においてできる証拠調べ】 オ 弁論準備手続の期日においては、証拠調べとして、文書及び図面、写真、録音テープ、ビデオテープその他の情報を表すために作成された物件で文書でないものしか取り調べることができないが、準備的口頭弁論の期日においては、それら以外の証拠も取り調べることができる。○ [R2-3-エ] 弁論準備手続 → 文書及び準文書の証拠調べに限定される 準備的口頭弁論 → 証人専門や当事者専門もすることができる</p>	<p>□ 文書の証拠調べは、書面による準備手続においてすることができない。[R7-3-ウ]</p>
<p>第594問 【弁論準備手続と準備的口頭弁論の比較】 4 手続の終了又は終結後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は、相手方の求めがあるときは、相手方に対し、手続の終了又は終結前にこれを提出することができなかった理由を説明しなければならない。× [13-1-4] 両手続に共通する</p>	<p>□ 準備的口頭弁論終了後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は、相手方の求めがあるときは、相手方に対し、準備的口頭弁論終了前にこれを提出することができなかった理由を説明しなければならない。[R7-3-ウ]</p>
<p>第602問 【文書送付嘱託の対象】 イ 文書送付の嘱託は、例えば、不動産の登記事項証明書について、書証の申出をする場合に用いることができる。× [23-5-ウ] 不動産の登記事項証明書は当事者による取得が可能であるから、文書送付嘱託の対象とはならない</p>	<p>□ 当事者が法令により文書の謄本の交付を求めることができる場合には、書証の申出は、文書の所持者にその文書の送付を嘱託することを申し立ててすることはできない。[R7-4-7]</p>
<p>第600問 【文書提出命令に対する不服申立権者】 エ 第三者に対してされた文書提出命令に対し、当該文書提出命令の申立人ではない本案事件の当事者は、即時抗告をすることができる。× [30-3-オ] 文書提出命令に対して即時抗告をすることができる者は、その文書の「所持者」である(判例知識)</p>	<p>□ 第三者に対してされた文書提出命令に対し、当該文書提出命令の申立人ではない本案事件の当事者は、即時抗告をすることができる。[R7-4-イ]</p>
<p>第595問 【当事者欠席でもできること】 イ 判決の言渡しは、当事者の一方又は双方が在廷しない場合には、することができない。× [R4-4-オ] 「証拠調べ」と「判決の言渡し」 → 当事者欠席でも行うことができる</p>	<p>□ 判決の言渡しは、当事者双方が判決の言渡期日に出頭しない場合においても、することができる。[R7-5-7]</p>
<p>第605問 【中断中の判決の言渡し】 ア 判決の言渡しは、訴訟手続の中断中にあつては、することができない。× [24-5-7] 「判決の言渡し」 → 中断中でも行うことができる</p>	<p>□ 判決の言渡しは、訴訟手続の中断中には、することができない。[R7-5-イ]</p>
<p>第610問 【判決の効力発生時】 ア 判決は、言渡しによってその効力を生ずるが、決定及び命令は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。 ○ [7-2-2] 改 判決は、言渡しによって、その効力を生ずる(民訴250条) 決定及び命令は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる(民訴119条)</p>	<p>□ 判決は、当事者に対する判決書の送達によってその効力を生ずる。[R7-5-ウ]</p>
<p>第625問 【被保全権利と保全の必要性の疎明】 ア 仮の地位を定める仮処分命令の申立てにおいては、保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性は、証明しなければならない。× [20-6-イ] 保全命令の申立てにおいては、「被保全権利」と「保全の必要性」 → 「疎明」しなければならない</p>	<p>□ 保全命令の申立ては、保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性を証明して、これをしなければならぬ。[R7-6-7]</p>
<p>第624問 【被保全債権が条件付又は期限付の場合】 ア 仮の地位を定める仮処分命令は、保全すべき権利が条件付又は期限付である場合には、発することができない。× [31-6-7] 「保全命令」は、被保全債権が「条件付又は期限付」であっても発することができる</p>	<p>□ 仮処分命令は、保全すべき債権が条件付又は期限付である場合においても、発することができる。[R7-6-ウ]</p>

<p>第627問</p> <p>【保全異議の審理】</p> <p>ウ 「保全異議」の手續において、裁判所は、「口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日」を経なければ、保全異議の申立てについての決定をすることができない。○ [5-2-3]</p> <p>「保全異議」→「口頭弁論」又は「当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日」を経なければならぬ</p> <p>「保全取消」の場合も同様である</p>	<p>□ 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、保全異議の申立てについての決定をすることができない。 [R7-6-4]</p>
<p>第622問</p> <p>【差押えの効力発生時期】</p> <p>イ 金銭債権に対する差押えの効力は、差押命令が第三債務者に送達された時に生ずる。○ [12-6-7]</p> <p>差押えの効力は、差押命令が第三債務者に送達された時に生ずる</p>	<p>□ 債権に対する強制執行による差押えの効力は、差押命令が第三債務者に送達された時に生ずる。 [R7-7-1]</p>
<p>【差押債権者の直接取立権】</p> <p>ウ 給料債権を差し押さえた債権者は、差押命令が債務者に送達された日から1週間を経過したときは、差し押さえた給料債権を取り立てることができる。× [18-7-3] 改</p> <p>債権者の直接取立権</p> <p>原則：「債務者に送達された日から1週間経過後」</p> <p>例外：給料債権等の場合は「4週間経過後」となる</p>	<p>□ 債務者の預金債権を差し押さえた債権者は、第三債務者に対して差押命令が送達された日から法定の期間が経過したときは、その預金債権を取り立てることができる。 [R7-7-2]</p>
<p>第622問</p> <p>【差押命令の取消し等】</p> <p>オ 執行裁判所は、「債務者の申立て」により、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、「差押命令の全部又は一部を取り消すことができる。○ [28-7-2]</p>	<p>□ 執行裁判所は、債務者の申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部又は一部を取り消すことができる。 [R7-7-4]</p>
<p>【供託法・司法書士法】</p>	
<p>第700問</p> <p>ア 司法書士となる資格を有する者は、事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された司法書士会を經由して日本司法書士会連合会に対して司法書士名簿への登録の申請をすれば、その登録が完了した時に、当然に、經由した司法書士会に入会したものとみなされる。× [20-8-7]</p>	<p>□ 司法書士となる資格を有する者は、日本司法書士会連合会に登録申請書を提出するときは、事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局を經由してしなければならない。 [R7-8-7]</p>
<p>第678問</p> <p>エ 債権が二重に譲渡され、確定日付のある各譲渡通知が同時に債務者に到達したときは、債務者は、債権者不確知を原因とする弁済供託をすることができる。× [20-9-7]</p>	<p>□ 債権が二重に譲渡され、それぞれ債務者に対する確定日付のある証書による通知がされた場合において、各通知が同時に債務者に到達したときは、債務者は、債権者不確知を原因とする供託をすることができる。 [R7-9-7]</p>
<p>第679問</p> <p>イ 貸貸人が死亡した場合には、賃借人は、当該貸貸人の相続人の有無について戸籍を調査した後でなければ、債権者不確知を原因とする弁済供託をすることはできない。× [26-10-2]</p>	<p>□ 貸貸人が死亡した場合において、その相続人の有無が戸籍により調査をしなければ賃借人に不明であるときは、賃借人は、当該調査をすることなく、賃料の全額につき債権者不確知を原因とする供託をすることができる。 [R7-9-9]</p>
<p>第674問</p> <p>イ 持参債務について被供託者をA又はBとして債権者不確知を原因とする弁済供託をする場合において、Aの住所地の供託所とBの住所地の供託所とが異なるときは、いずれの供託所にも供託をすることができる。○ [26-10-7]</p>	<p>□ 持参債務について被供託者をA又はBとして債権者不確知を原因とする弁済供託をする場合において、Aの住所地の供託所とBの住所地の供託所とが異なるときは、いずれかの供託所に供託をすることができる。 [R7-9-2]</p>
<p>第683問</p> <p>エ 弁済供託の供託金取戻請求権が供託者の債権者によって差し押さえられた場合でも、被供託者は、供託金還付請求権を行使することができる。○ [11-9-2]</p> <p>一方の請求権に生じた事情は他方の請求権に影響を及ぼさないのが原則である</p>	<p>□ 弁済供託の被供託者の債権者が供託物還付請求権を差し押さえた後は、供託者は、供託物の取戻しを請求することができない。 [R7-11-1]</p>
<p>第690問</p> <p>エ 金銭債権が差し押さえられた場合において、第三債務者が差押金額に相当する金銭を供託したときは、差押債権者は、その取立権に基づき供託所に直接還付請求をすることができる。× [31-11-1]</p> <p>第三債務者が供託をしたときは、差押債権者への払渡しは、支払委託による払渡手續による</p>	<p>□ 供託物払渡請求権に対する差押えが競合した場合には、供託物の払渡しは、供託官による事情の届出を受けた執行裁判所の配当等の実施としての支払委託に基づいてする。 [R7-11-7]</p>

<p>第694問 オ 被供託者の債権者が債権者代位権を行使することにより供託物の選付請求をすることができる場合には、当該債権者は、債権者代位権の行使として、被供託者に代わって、受諾をすることができる。○ [25-11-4] 「供託受諾の意思表示」代位債権者や差押債権者 → ○、 仮差押債権者 → ×</p>	<p>□ 供託物払渡請求権の仮差押債権者は、当該供託物払渡請求権に係る供託を受諾することができる。[R7-11-エ] ※左コメント参照</p>				
<p>第685問 エ 債権保全のため、供託物選付請求権を代位行使する場合には、債権を有する事実を証する書面のほかに、債権保全の必要を証する書面として債権者が無資力であることの証明書を添付しなければならない。○ [5-9-ガ]</p>	<p>□ 被供託者の債権者が、債権者代位権に基づき、被供託者の有する供託物選付請求権を行使して自ら供託物を受領しようとする場合には、被供託者に対して債権を有する事実を証する書面及びその債権を保全する必要がある事実を証する書面を提出しなければならない。[R7-11-オ]</p>				
<p>【不動産登記法】</p>					
<p>第285問 イ Aが表題部所有者である所有権の登記がない敷地権付き区分建物について、これをBがAから買い受けた後に、さらにCがBから買い受けた場合には、Cは、自己を登記名義人とする所有権の保存の登記を申請することができる。× [26-17-エ]</p>	<p>□ Aを表題部所有者とする所有権の登記がない敷地権付き区分建物がAからBへ、BからCへと順次売却された場合には、Cは、当該区分建物について自己を登記名義人とする所有権の保存の登記を申請することができる。[R7-23-イ]</p>				
<p>第298問 ウ 被相続人Aに相続人のあることが明らかでない場合において、家庭裁判所に選任されたAの相続財産の清算人が、Aが生前に売却したAを所有権の登記名義人とする不動産の所有権の移転の登記を申請するときは、家庭裁判所の許可があったことを証する情報を提供することを要しない。○ [29-16-イ]</p>	<p>□ 相続財産の清算人が、被相続人が生前に売却した不動産についてその買主と共同して所有権の移転の登記を申請する場合には、添付情報として家庭裁判所の許可を証する情報を提供することを要しない。[R7-15-エ]</p>				
<p>第301問 オ 農地法第3条の許可を受けたことを証する情報の提供については、共有農地の共有者の持分放棄を原因とする所有権の移転の登記を申請する場合には不要であるが、共有物分割を原因とする持分の移転の登記を申請する場合には必要である。○ [21-13-ア]</p>	<p>□ A及びBが所有権の登記名義人とする甲土地について、共有物分割を原因とするAからBへのA持分全部の移転の登記を申請する場合には、農地法所定の許可があったことを証する情報の提供を要する。[R7-18-ウ]</p>				
<p>第306問 ア 遺言者Aがその所有する不動産をBに遺贈する旨の遺言をした後、当該不動産について、AからCに対する売買を登記原因とする所有権の移転の登記がされ、さらに当該所有権の移転の登記が錯誤を登記原因として抹消され、その後Aが死亡した場合には、Bは、当該遺言による遺贈を登記原因とする所有権の移転の登記を申請することができない。× [22-25-オ]</p>	<p>□ Aが「甲土地をBに遺贈し、遺言執行者としてCを指定する。」旨の自筆証書による遺言をした後、甲土地についてAからDへの売買を原因とする所有権の移転の登記がされたが、錯誤を原因とする当該登記の抹消がされ、その後、Aが死亡した。この場合には、Cは、当該遺言書を添付情報として提供したときであっても、Bと共同して遺贈を原因とする所有権の移転の登記を申請することができない。[R7-22-ア]</p>				
<p>第308問 エ 家庭裁判所が選任した遺言執行者が、受遺者と共に遺贈を原因とする所有権の移転の登記を申請する場合には、代理権限証明情報として遺言者の死亡を証する情報の提供を要しない。○ [19-12-イ]</p>	<p>□ Aが「甲土地をBに遺贈する。」旨の遺言をした後、Aが死亡し、家庭裁判所が遺言執行者Cを選任した場合において、Cが、遺言執行者の権限を証する情報としてその審判書を提供し、Bと共同して遺贈を原因とする所有権の移転の登記を申請するときは、Aの死亡を証する情報を提供することを要しない。[R7-22-イ]</p>				
<p>第309問 オ A及びBが所有権の登記名義人である甲土地について、CがBからその持分の贈与を受けた後に、Aがその持分を放棄した場合には、贈与を登記原因とするBからCへのBの持分の移転の登記がされていないときであっても、Aの持分放棄を登記原因とするAからCへのA持分全部移転の登記を申請することができる。× [28-19-オ]</p>	<p>□ A及びBが所有権の登記名義人である甲土地について、Aが自己の持分をCに贈与した後、BとC間の共有物分割の協議によりCが甲土地を単独取得した場合において、B及びCが共有物分割を登記原因とするBからCへのB持分全部の移転の登記を申請するときは、当該申請の前提として、贈与を原因とするAからCへのA持分全部の移転の登記の申請がされなければならない。[R7-20-ウ]</p>				
<p>第311問 イ 第1欄に掲げる事由が生じた場合に、第2欄に掲げる登記原因及びその日付で登記の申請をすることができる。なお、登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を要する場合には、平成27年7月1日に、それぞれ第三者の許可、同意又は承諾を得ているものとする。</p> <table border="1" data-bbox="189 1676 683 1754"> <thead> <tr> <th>第1欄</th> <th>第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する甲建物について、当該社</td> <td>平成27年7月1日委任の終了</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する甲建物について、当該社	平成27年7月1日委任の終了	<p>□ 教授： 次に、Bが死亡し、後日、A社団の代表者としてCが就任したという事例を「本件事例」としましょう。本件事例において、CがA社団の代表者に就任したことにより、甲土地についてBからCへの所有権の移転の登記を申請する場合には、その登記原因の日付はいつになりますか。 学生： Bが死亡した日となります。[R7-14-イ]</p>
第1欄	第2欄				
権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する甲建物について、当該社	平成27年7月1日委任の終了				

<p>団の代表者であるAが個人名義で当該建物の所有権の登記名義人となっていたが、平成27年7月1日、Aに加えて、新たにB及びCが当該団の代表者に就任した。</p>	<p>○ [27-15-7]</p>				
<p>第311問 オ 権利能力なき社団であるA社団の構成員全員に総有的に帰属する甲土地について、A社団の代表者であったBが死亡し新代表者としてCが選任されたが、甲土地の所有権の登記名義人がBのままであった場合において、CがA社団を代表して甲土地をDに売却したときは、売買を登記原因としてBからDへの所有権の移転の登記を申請することができる。× [31-16-ウ]</p>	<p>□ 教授： 本件事例において、甲土地についてBからCへの所有権の移転の登記を申請する前に、Cは、A社団を代表して甲土地をEに売却したとします。この場合には、C及びEは、売買を原因とするBからEへの所有権の移転の登記を申請することはできますか。 学生： いいえ、できません。[R7-14-エ]</p>				
<p>第313問 イ AからBへの譲渡担保を原因とする所有権の移転の登記がされている場合において、AとBとの間で当該譲渡担保契約が解除されたときは、AとBは、「譲渡担保契約解除」を登記原因とするBからAへの所有権の移転の登記を申請することができる。○ [R3-18-ウ]</p>	<p>□ AからBへの譲渡担保を原因とする所有権の移転の登記がされている場合において、AB間の合意によりその譲渡担保契約が解除されたときは、A及びBは、譲渡担保契約解除を原因とするBからAへの所有権の移転の登記を申請することができる。[R7-20-エ]</p>				
<p>第317問 エ 甲土地について、売買を登記原因としてAからBへの所有権の移転の登記がされている場合において、当該所有権の移転の登記について錯誤を登記原因としてBの単有名義からB及びCの共有名義とする更正の登記を申請するときは、Cを登記権利者、Bのみを登記義務者としなければならない。× [27-16-ア]</p>	<p>□ オ甲土地について、売買を原因とするAからBへの所有権の移転の登記がされている場合において、錯誤を原因としてBの単有名義からB及びCの共有名義とする所有権の更正の登記を申請するときは、Aを登記義務者とするを要しない。[R7-21-ア]</p>				
<p>第318問 ウ 甲土地について、Aの持分を3分の2、Bの持分を3分の1とする所有権の移転の登記がされた後、A及びBの各持分を目的としてCを抵当権者とする抵当権の設定の登記がされている場合において、Aの持分を4分の1、Bの持分を4分の3とする当該所有権の更正の登記の申請をするときは、Cの承諾を証する情報を提供しなければならない。× [27-16-オ]</p>	<p>□ 甲土地について、Aの持分を3分の2とし、Bの持分を3分の1とする所有権の移転の登記がされた後、甲土地を目的としてCを抵当権者とする抵当権の設定の登記がされた場合において、Aの持分を4分の1とし、Bの持分を4分の3とする所有権の更正の登記の申請をするときは、Cの承諾を証する情報の提供を要しない。[R7-21-エ]</p>				
<p>第318問 エ 第1欄の申請をする場合において、第2欄に掲げる者の承諾を証する情報又はその者に対抗することができる裁判があったことを証する情報を提供しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="189 1089 683 1224"> <thead> <tr> <th data-bbox="189 1089 412 1122">第1欄</th> <th data-bbox="412 1089 683 1122">第2欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="189 1122 412 1224">A及びBを登記名義人とする所有権の移転の登記をAのみを登記名義人とする所有権の更正の登記</td> <td data-bbox="412 1122 683 1224">所有権の移転の登記が債権者代位によりされている場合の当該登記を申請した者○ [26-14-オ]</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	A及びBを登記名義人とする所有権の移転の登記をAのみを登記名義人とする所有権の更正の登記	所有権の移転の登記が債権者代位によりされている場合の当該登記を申請した者○ [26-14-オ]	<p>□ 亡Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Aの債権者Bの代位によりAの2人の子C及びDへの相続を原因とする所有権の移転の登記がされた後、CがAに係る相続の放棄をした場合において、Dが甲土地をDの単独所有とする所有権の更正の登記を申請するときは、Bの承諾を証する情報を提供しなければならない。[R7-21-ウ]</p>
第1欄	第2欄				
A及びBを登記名義人とする所有権の移転の登記をAのみを登記名義人とする所有権の更正の登記	所有権の移転の登記が債権者代位によりされている場合の当該登記を申請した者○ [26-14-オ]				
<p>第320問 ア AからBに対する売買、さらにBからCに対する売買を登記原因とする所有権の移転の登記がそれぞれされた後、Bの所有権の取得に係る登記原因に誤りがあることが判明した場合には、Bの所有権の更正の登記の申請をすることができる。× [22-13-ア]</p>	<p>□ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、AからBへ、BからCへの売買を原因とする所有権の移転の登記が順次された後、BがAから売買でなく贈与により甲土地の所有権を取得したことが判明した場合には、B及びCは、AからBへの所有権の移転の登記の登記原因を贈与とする所有権の更正の登記を申請することができる。[R7-21-イ]</p>				
<p>第327問 オ 権利能力なき社団であるA社団の構成員全員に総有的に帰属する甲土地について、その所有権の登記名義人がA社団の代表者であるBであったころ、A社団がCから金銭を借り入れ、その貸付金債権を担保するためにCを抵当権者とする抵当権を甲土地に設定した場合において、当該抵当権の設定の登記を申請するときは、債務者としてA社団の名称を申請情報の内容とすることができる。○ [31-16-イ]</p>	<p>□ 教授： 最後に、事例を変えて、A社団がFから金銭を借り入れ、その貸付金債権を担保するためにFを抵当権者とする抵当権が甲土地に設定されたとします。当該抵当権の設定の登記を申請する場合には、債務者としてA社団の名称を申請情報の内容とすることはできますか。 学生： はい、できます。[R7-14-ア]</p>				
<p>第331問 オ Aが甲区2番及び甲区3番でそれぞれ所有権の持分を2分の1ずつ取得し、Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、甲区2番で登記された持分のみを目的とする抵当権の設定の登記を申請するときは、甲区3番の持分を取得したときに通知された登</p>	<p>□ Aが甲区2番及び甲区3番においてそれぞれ2分の1の共有持分を取得し、Aが所有権の登記名義人となった甲土地について、Aが甲区2番で登記された持分のみを目的とする抵当権の設定の登記を申請する場合には、Aに対して甲区2番及び甲区3番の持分の</p>				

<p>「登記識別情報」を提供することを要しない。○ [30-19-エ]</p>	<p>移転の登記がされたときに通知された登記識別情報をいずれも提供しななければならぬ。[R7-17-ウ]</p>
<p>第334問 オ 連帯債務者A及びBに対する債権を被担保債権とする抵当権の設定の登記がされている場合において、Aに対する債権のみが第三者Cに譲渡されたときは、当該抵当権の一部移転の登記を申請することができる。○ [31-20-イ] 「年月日債権譲渡（連帯債務者Aに係る債権）」を登記原因として抵当権の一部移転の登記を申請することができる</p>	<p>□ 連帯債務者A、B及びCに対する債権を被担保債権とする抵当権の設定の登記がされている場合において、Aに対する債権のみが第三者Dに譲渡されたことにより当該抵当権の一部移転の登記を申請するときの登記原因は、「債権譲渡（連帯債務者Aに係る債権）」である。[R7-24-エ]</p>
<p>第340問 イ 同一の抵当権について、付記1号でAの転抵当権、付記2号でBの転抵当権の設定の登記がされている場合に、A及びBは、Aの転抵当権及びBの転抵当権の順位を同順位とする変更の登記を申請することができる。○ [31-20-ウ]</p>	<p>□ 甲土地について、乙区1番でAを抵当権者とする抵当権の設定の登記がされ、乙区1番付記1号でBを転抵当権者とする転抵当権の設定の登記がされ、乙区1番付記2号でCを転抵当権者とする転抵当権の設定の登記がされている場合には、B及びCは、Bの転抵当権の順位及びCの転抵当権の順位を同順位とする変更の登記をすることができる。[R7-24-イ]</p>
<p>第345問 オ 抵当権の登記名義人が当該抵当権の目的である不動産を取得し、当該抵当権が混同により消滅したため、当該抵当権の設定の登記の抹消の申請をするときは、当該抵当権の設定の登記が完了した際に通知された「登記識別情報」を提供することを要しない。× [R3-21-イ]</p>	<p>□ Aを抵当権の登記名義人とする甲土地の所有権をAが取得したことにより当該抵当権が混同により消滅した場合において、Aが抵当権の設定の登記の抹消を申請するときは、Aに対して抵当権の設定の登記がされたときに通知された登記識別情報を提供しななければならぬ。[R7-17-エ]</p>
<p>第378問 イ 所有権に関する仮登記がされた後に、数次の売買による所有権の移転の登記が連続してされたときは、現在の所有権の登記名義人のみが仮登記に基づき本登記を申請する場合における「登記上の利害関係を有する第三者」に当たる。○ [17-21-ウ]</p>	<p>□ Aを所有権の登記名義人とする甲不動産について、AからBへの所有権の移転の仮登記がされた後に、AからCへ、CからDへの所有権の移転の登記が順次された場合において、BがAと共同して当該仮登記に基づく本登記を申請するときは、C及びDの承諾を証する情報をいずれも提供しななければならぬ。[R7-26-エ]</p>
<p>第379問 イ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、AからBへの所有権の移転の仮登記がされた後、当該仮登記を目的としてCを仮処分の債権者とする所有権の移転の処分禁止の登記がされている場合において、当該仮登記に基づく本登記を申請するときは、Cの承諾を証する情報を提供しななければならぬ。× [30-26-エ]</p>	<p>□ Aを所有権の登記名義人とする甲不動産について、AからBへの所有権の移転の仮登記がされた後に、当該仮登記を対象としてCを債権者とする処分禁止の登記がされている場合において、BがAと共同して当該仮登記に基づく本登記を申請するときは、Cの承諾を証する情報を提供しななければならぬ。[R7-26-ウ]</p>
<p>第381問 オ 甲土地にAを抵当権者とする抵当権の設定の仮登記がされている場合において、Aが単独で当該仮登記の抹消を申請するときは、Aに対して通知された登記識別情報を提供しななければならぬ。○ [26-12-ア]</p>	<p>□ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Bを権利者とする抵当権の設定の仮登記がされている場合において、Bが単独で当該仮登記の抹消を申請するときは、Bに対して通知された登記識別情報を提供しななければならぬ。[R7-17-ウ]</p>
<p>第382問 イ 仮登記の「登記上の利害関係人」が、当該仮登記の抹消を単独で申請するには、仮登記権利者及び仮登記義務者の承諾を証すこれらの者が作成した情報又はこれらの者に対抗することができる裁判があったことを証する情報を提供しななければならぬ。× [22-12-ウ]</p>	<p>□ Aを所有権の登記名義人とする甲不動産について、AからBへの所有権の移転の仮登記がされた後、売買を原因とするAからCへの所有権の移転の登記がされた場合には、Cは、Bの承諾を証する情報を提供して、単独で、当該仮登記の抹消を申請することができる。[R7-26-ウ]</p>
<p>第384問 オ 登記名義人の氏名の変更の登記の登記原因は、婚姻、離婚等その原因が何であるかを問わず「氏名変更」と記録される。○ [21-27-エ]</p>	<p>□ 縁組により氏名が変更した場合に申請する登記名義人の氏名の変更の登記の登記原因は、「縁組」である。[R7-19-オ]</p>
<p>第385問 エ 登記記録上の住所が同一である共有者が、同時に同一の住所に「移転」した場合には、当該共有者である登記名義人の住所についての変更の登記の申請は、一の申請情報によってすることができる。○ [20-16-ア]</p>	<p>□ A及びBが所有権の登記名義人である甲土地の登記記録にA及びBの住所がそれぞれ「X地」と記録されている場合において、A及びBがそれぞれ同一の日に「X地」から「Y地」に住所を移転したときは、A及びBは、甲土地に係る所有権の登記名義人の住所の変更の登記を、一の申請情報によって申請することができる。[R7-19-ア]</p>
<p>第385問 オ 同一の登記所の管轄区域内にあるA単有名義の甲土地とAB共有名義の乙土地とがある場合において、Aが住所を移転した場合</p>	<p>□ A及びBが所有権の登記名義人である甲土地とAのみが所有権の登記名義人である乙土地の登記記録のいずれにもAの住所が「X</p>

<p>の、甲土地の所有権及び乙土地のA持分について申請する登記名義人の住所についての変更の登記は、一つの申請情報によって申請することができない。× [18-19-イ]</p>	<p>地」と記録されている場合において、Aが「X地」から「Y地」に住所を移転したときは、Aは、甲土地及び乙土地に係る所有権の登記名義人の住所の変更の登記を、一の申請情報によって申請することができる。[R7-19-イ]</p>
<p>第396問 イ 永小作権の設定の登記の申請 小作料、小作料の支払時期の定め、永小作権の譲渡又は目的不動産の賃貸を禁止する旨の特約 ○ [18-16-イ]</p>	<p>□ 永小作権の設定の登記を申請する場合において、永小作権の設定契約においてその権利を他人に譲り渡すことができない旨が定められたときは、その定めを申請情報の内容とすることができる。[R7-13-イ]</p>
<p>第414問 イ 受益者に受益者代理人があるときは、当該受益者の氏名又は名称及び住所に加え、受益者代理人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。× [21-20-エ]</p>	<p>□ 信託の登記を申請する場合において、受益者代理人の氏名又は名称及び住所を申請情報の内容としたときは、当該受益者代理人が代理する受益者の氏名又は名称及び住所を申請情報の内容としなければならない。[R7-13-イ]</p>
<p>第427問 エ 電子申請をした申請人は、申請に係る登記が完了するまでの間、申請情報及びその添付情報の受領証の交付を請求することができる。× [24-14-エ]</p>	<p>□ 書面を提出する方法により登記の申請をした場合の申請書及びその添付書面の受領証の交付の請求（電子情報処理組織を使用する方法と書面による方法のいずれによっても行うことができる。）。[R7-25-イ]</p>
<p>第429問 エ 代理人によらず申請人自身が電子申請をした場合において、登記官が当該電子申請を却下するときは、登記官は、書面により決定書を作成して、申請人ごとにこれを交付しなければならない。○ [31-12-イ]</p>	<p>□ 電子情報処理組織を使用する方法により登記の申請をした場合の当該申請の却下決定の通知（電子情報処理組織を使用する方法と書面による方法のいずれによっても行うことができる。）。[R7-25-ウ]</p>
<p>第430問 ア Aに成年後見人が選任されている場合において、Aの居住の用に供する建物につきAを売主、Bを買主とする売買を登記原因とする所有権の移転の登記の申請をするときは、家庭裁判所の許可があったことを証する情報を提供しなければならない。○ [29-18-ア]</p>	<p>□ Aを所有権の登記名義人とする甲建物がAの居住の用に供する建物である場合において、Aの成年後見人Bが、家庭裁判所の許可を得て甲建物を売却し、甲建物について売買を原因とする所有権の移転の登記を申請するときは、Aに対して通知された登記識別情報を提供しなければならない。[R7-17-イ]</p>
<p>第440問 ア 書面を交付する方法により通知された登記識別情報の失効の申出は、電子情報処理組織を使用する方法によって行うことができる。○ [28-25-イ]</p>	<p>□ 書面を交付する方法により通知を受けた登記識別情報の失効の申出（電子情報処理組織を使用する方法と書面による方法のいずれによっても行うことができる。）。[R7-25-ア]</p>
<p>第445問 イ 所有権の登記名義人の法定代理人が、所有権の移転の登記の申請をする場合には、申請書に押印した当該法定代理人の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。○ [17-25-イ]</p> <p>第449問 エ 司法書士が登記の申請について当事者本人の法定代理人から委任を受けた場合において、当該本人又は法定代理人について、破産手続開始の決定があった場合、どちらの場合であっても、当該委任による代理人の権限は、消滅しない。○ [21-15-ウ]</p>	<p>□ 教授： それでは、Aが所有権の登記名義人である甲土地について、Aの成年後見人であるBが法定代理人として司法書士Cに対してAからDへの所有権の移転の登記の申請を委任したが、その後、Bが破産手続開始の決定を受けた場合には、Cは、当該申請の添付情報として、誰の印鑑に関する証明書を提供しなければなりませんか。 学生： Bの印鑑に関する証明書を提供しなければなりません。[R7-12-イ]</p>
<p>第446問 エ 外国に居住する日本人が登記義務者として登記の申請をする場合には、印鑑証明書を提供せず、署名証明書を提出することができるが、当該署名証明書は、作成後3か月以内のものであることを要する。× [20-17-ア]</p>	<p>□ 外国に住所有する日本人であるAが日本国内に所在する甲不動産を売却し、委任による代理人によって売買を登記原因とする所有権の移転の登記を申請する場合において、Aの印鑑に関する証明書を添付情報として提供することができないときは、Aが署名した委任状自体に、外国の公証人が委任事項及びAの署名が真正である旨を証明し、その認証のための印章を押なつたものを提供することができる。[R7-15-イ]</p>
<p>第450問 ウ 支配人が申請人である当該法人を代理して不動産の登記の申請をする場合には、当該法人の会社法人等番号の提供を要しない。× [28-18-ウ]</p>	<p>□ 株式会社の登記された支配人が当該株式会社を代理して不動産の登記を申請する場合において、当該株式会社の会社法人等番号を提供したときは、添付情報として支配人の代理権限を証する情報を提供することを要しない。[R7-15-ウ]</p>
<p>第453問 エ 地上権の設定の登記がされている不動産の価額が金10万円の土地について、当該地上権の登記名義人が当該土地の所有権を売買</p>	<p>□ Aを所有権の登記名義人とする甲土地にBを賃借権者とする賃借権の設定の登記がされている場合において、AがBに甲土地を売</p>

<p>で取得したことによる所有権の移転の登記の申請にかかる登録免許税は、金1000円である。○ [18-24-ウ] 改</p>	<p>却したときに申請する売買を原因とする所有権の移転の登記の登録免許税の額は、不動産の価額に1000分の20を乗じた額である。[R7-27-ウ]</p>
<p>第455問 イ 死因贈与による所有権の移転の登記の登録免許税の額は、不動産の価額に1000分の4を乗じた額である。× [R2-27-イ] 改</p>	<p>□ 死因贈与を原因とする所有権の移転の登記の登録免許税の額は、不動産の価額に1000分の4を乗じた額である。[R7-27-イ]</p>
<p>第469問 エ 市町村が登記義務者となつて所有権の移転の登記を嘱託する場合には、登記権利者の住所を証する情報の提供を要しない。× [19-12-ア]</p>	<p>□ 官庁又は公署が、自らを登記義務者とし、Aを登記権利者とする所有権の移転の登記を嘱託する場合には、Aの住所を証する情報を提供することを要する。[R7-16-イ]</p>
<p>第477問 ウ 自然人である所有権の登記名義人が国内に住所を有しないときは、その国内における連絡先となる者の氏名又は名称及び住所その他の国内における連絡先に関する事項として法務省令で定めるもの(以下「国内連絡先事項」という。)が登記事項とされるが、法人である所有権の登記名義人が国内に住所を有しないときは、国内連絡先事項は登記事項とされない。× [判73ナ]</p>	<p>□ 国内に住所を有しない者が所有権の登記名義人となる所有権の移転の登記を申請する場合において、その者の国内連絡先となる自然人があるときは、その自然人の氏名並びに国内の住所又は国内の営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地及び名称を申請情報の内容としなければならない。[R7-13-エ]</p>
<p>【商業登記法】</p>	
<p>第491問 エ 譲渡制限株式の定めについて「当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。」との登記をしている株券発行会社である取締役会設置会社が取締役会設置会社の定めの廃止をした場合には、株券提供公告をしたことを証する書面を添付して当該譲渡制限株式の定めについての変更の登記をしなければならない。× [21-29-ウ]</p>	<p>□ 株式の譲渡制限に関する規定として「当会社の株式を譲渡により取得するには当会社の承認を受けなければならない。」と定款に定めて登記することはできない。[R7-30-ウ]</p>
<p>第491問 ア 取締役会設置会社であっても、譲渡による株式の取得について株主総会の承認を要する旨の株式の譲渡制限に関する規定の設定の登記の申請をすることができる。 イ 種類株式の内容として株式譲渡制限を定款で定めた場合には、当該種類株式の種類株主を構成員とする種類株主総会を譲渡承認機関とする内容の登記を申請することができる。</p>	<p>□ 取締役会設置会社でない会社において、株式の譲渡制限に関する規定として「当会社の株式を譲渡により取得するには取締役の過半数の承認を受けなければならない。」と定款に定めて登記することができる。[R7-30-エ]</p>
<p>第501問 ア 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めた場合において、当該金銭の払込みがされて募集新株予約権が発行されたときは、募集新株予約権の発行による変更の登記の申請書には、当該期日が当該募集新株予約権の割当日より前の日であるときに限り、当該払込みがあったことを証する書面を添付しなければならない。○ [29-31-ア]</p>	<p>□ 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めた場合において、当該払込みの期日が割当日より後の日であるときは、当該払込みの期日を登記すべき事項である新株予約権の発行年月日として、募集新株予約権の発行による変更の登記を申請しなければならない。[R7-31-ウ]</p>
<p>第506問 ア 取締役会設置会社でない株式会社が株主総会の決議によって代表取締役を選定した場合の代表取締役の就任による変更の登記の申請書には、当該申請をする会社の定款の添付を要する。× [29-29-エ]</p>	<p>□ 取締役会設置会社において、株主総会の決議によって代表取締役を選定することができる旨の定款の定めに基づいて代表取締役を選定した場合には、代表取締役の就任による変更の登記の申請書には、定款を添付しなければならない。[R7-32-エ]</p>
<p>第518問 エ 發起設立の方法により株式会社を設立する場合に、公証人の認証を受けた当該株式会社の定款に定められた発行可能株式総数を変更したときは、当該設立の登記の申請書には、この変更について発起人全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。○ [21-28-エ] オ 募集設立の方法により株式会社を設立する場合に、創立総会において商号に関する定款の定めを変更したときは、当該変更について公証人による認証を受けた定款を添付しなければならない。× [18-30-イ]</p>	<p>□ 株式会社の設立が發起設立であり、発行可能株式総数が公証人の認証を受けた定款で定められている場合において、会社の成立前に発行可能株式総数を変更したときは、設立の登記の申請書には、当該変更後に改めて公証人の認証を受けた定款を添付しなければならない。[R7-29-イ]</p>
<p>第553問 イ 社員の出資の目的を金銭とする合同会社の設立の登記の申請書には、当該金銭の払込みがあったことを証する書面として、当該合同会社の代表社員が作成した出資金領収書を添付することができる。○ [29-33-ア] 持分会社→払込取扱場所について特段の規定はない</p>	<p>□ 株式会社の設立が發起設立である場合の設立の登記の申請書には、出資の目的である金銭の払込みがあったことを証する書面として、設立時代表取締役が作成した出資金領収書を添付することができる。[R7-29-イ]</p>

<p>第524問</p> <p>ウ 定款に本店の具体的な所在場所を定めなかった場合には、その所在場所を定める設立時取締役の過半数による一致があったことを証する書面を添付しなければならない。× [19-29-ウ]</p>	<p>□ 株式会社の設立が発起設立であり、設立しようとする会社が取締役会設置会社である場合において、当該設立に際して支店の設置をするときは、設立の登記の申請書には、支店の具体的な所在場所の決定につき設立時取締役の過半数の一致があったことを証する書面を添付しなければならない。[R7-29-エ]</p>
<p>第528問</p> <p>ウ A社を吸収合併継続株式会社とし、B社を吸収合併消滅株式会社とする吸収合併による変更の登記に関して、A社及びB社の合意によって吸収合併の効力発生日を変更した場合には、A社の吸収合併による変更の登記の申請書には、効力発生日の変更に係るA社及びB社の合意を証する書面並びに効力発生日の変更の決議をしたA社及びB社の取締役会の議事録を添付しなければならない。× [30-33-ア]</p>	<p>□ 司法書士： 今日組織再編の登記について確認します。まず、株式交付をした株式交付親会社及び株式交付子会社がいずれも取締役会設置会社である場合において、株式交付計画書に記載された株式交付の効力発生日に変更があったときは、株式交付親会社についての株式交付による変更の登記の申請書には、当該効力発生日の変更に関してどのような添付書面が必要になりますか。</p> <p>補助者： 当該効力発生日の変更を決議した株式交付親会社及び株式交付子会社の取締役会議事録を添付する必要があります。[R7-34-フ]</p>
<p>第529問</p> <p>オ 株式交換に際して株式交換完全親会社が株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる当該株式交換完全親会社の新株予約権を交付する場合は、株式交換完全子会社がする株式交換による新株予約権の変更の登記の申請書には、株式交換契約書を添付しなければならない。× [R4-32-ウ]</p>	<p>□ 司法書士： 次に、株式移転をする場合に、株式移転完全子会社について登記を申請する必要があるのはどのような場合ですか。</p> <p>補助者： 株式移転設立完全親会社が、株式移転完全子会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代えて当該株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付した場合には、株式移転完全子会社について株式移転による新株予約権の変更の登記を申請する必要があります。[R7-34-イ]</p>
<p>第533問</p> <p>オ 株式交換完全親会社が株式交換完全子会社の新株予約権付社債を承継する場合における株式交換完全親会社がする株式交換による変更の登記の申請書には、株式交換完全親会社において債権者異議手続をしたことを証する書面を添付することを要しない。× [24-32-イ]</p>	<p>□ 司法書士： 株式交換をした場合に、株式交換完全親会社についての株式交換による変更の登記の申請書に、債権者保護手続を行ったことを証する書面を添付する必要があるのはどのような場合ですか。</p> <p>補助者： 株式交換の対価として株式交換完全親会社の株式以外の財産を交付する場合と、株式交換完全親会社が株式交換完全子会社の新株予約権付社債債権者に対して新株予約権を交付し株式交換完全子会社の社債に係る債務を承継する場合です。[R7-34-ウ]</p>

直前択一過去問絞り込み講座
合格者の声 抜粋

■ 令和6年度向け

- 直前期まではインプットに精一杯でした。そのため、過去問に割ける時間も限られている状況でした。そこで役に立ったのが「直前択一過去問絞り込み講座」です。重要な問題だけを集約した過去問集は10年分以上の価値があり、また、本年度に出そうな問題（出題予想問）も含まれていた為、効率的にアウトプットをすることができました。 **一発合格**
- 直前択一過去問絞り込み講座は、自分では気づかなかった不得意な論点が浮き彫りになりますので、その部分の知識を集中的に学習できたのが良かったと思います。本試験前日・前々日の2日間は、この直択の問題だけを最後にやって、「全部押さえられているな。」という感触を得て本試験に望むことが出来ました。
- 直前期まで過去問演習がほとんどできていなかったのですが、赤松先生が「このテキストに出ている肢の全てについて、論点、趣旨、解答が正確に言えるように」と仰っており、それを実践したところ、模試でも安定して30問以上とれるようになりました。膨大な量の過去問から、赤松先生が必要な過去問だけセレクトしてくれており、勉強時間を大幅に圧縮させることができました。
- 直前択一過去問絞り込み講座を受講しました。赤松講師が厳選した本試験にマストの肢を5肢問題として再構成されたもので、出てくる肢全てが重要であるため、通常の過去問より無駄の無い演習ができるのは良かったです。また解説もシンプルに書かれているため、間違えてしまった時も解説を読む作業に時間がかからないことも良かったです。

直前択一過去問絞込み講座
合格者の声 抜粋

■ 令和7年度向け

- 「直前択一過去問絞込み講座」を受講していました。Aランクの選択肢を並べた問題で構成されているため、最優先に復習する論点を理解できたことが良かったと思います。直前期にも講座で配って頂いた問題集をやり込むことで、まずは必要な論点をマスターできましたと思います。 **一発合格**
- 「直前択一過去問絞込み講座」を受講しました。Aランクの問題がまとめてあるので、出題される問題は必ず満点を取れるようにする気持ちで取り掛かりました。実際は基礎知識が漏れていたり、忘れていたりしたので、自分の苦手箇所や記憶の定着度合いを毎週確認できたので良かったです。また毎週の平均点も出ますので、このままじゃ受からない！という良い意味で焦りができたのも良かったです。
- 合格した年の直前期は、赤松先生の直前択一過去問絞込み講座を受講しました。過去問がないものについては、司法試験の過去問が掲載されており、類似する知識や対比する知識が1問の中に集約されていて知識の整理ができましたし、択一問題で解く練習にもなりました。また、キーワードもわかるように構成されており、余白にパーフェクトローラー講座の図表を書き写し、周辺知識も集約するようにしました。
- 択一は直前択一過去問絞込み講座のテキストを何周も回しました。他の過去問に手を広げるべきか悩んだこともありましたが、同じテキストだけに絞ったことで論点の理解が深まり、いつの間にか模試等で択一の点は大きく崩れることが減りました。一方で記述の点は最後まで不安定でしたが、過去問と赤松先生の予想問題を繰り返し解くことで、一瞬パニックになったとしてもとにかく最後まで書き切る力が少しずつついたように思います。
- 「直前択一過去問絞込み講座」と「赤松式記述ヤマ当て講座 太郎と花子の事件簿」は直前期に大変役立ちました。「直前択一過去問絞込み講座」では、赤松講師が過去問の重要論点を整理してくださっており、合格に必要な最低限の知識として活用しました。

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2026 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載・インターネット上への無断掲載等を禁じます。